

地方財政

財務省

2025年11月5日

ポイント（地方財政）

【地域間の財政力格差・税源の偏在の是正】

- 近年の地方財政は、令和元年度以降、コロナ禍を除いて折半対象財源不足が継続的に解消されており、令和7年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロになるなど、これまでの地方の財源不足を前提とした議論とは一線を画したフェーズに移行。
- 経済社会構造の変化に伴い、大都市に税収が集中する構造となっている。特に、税収が増加する局面では、税源には偏在性があることに加え、地方財政制度において不交付団体（例：東京都）は税収増の全額を活用可能であることから、結果として、地域間の財政力・行政サービスの格差の拡大を招いている。
- 地方財政の運営にあたっては、成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が増加傾向となっている中で、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正といった都市と地方の支え合いの確保に一層取り組むことが重要。

【地方行政の効率化・広域的なインフラマネジメントの推進】

- 今後、地域社会の担い手の減少が不可避である中で、多様なニーズに対応し、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、徹底した行政の合理化・効率化を図ると同時に、民間企業を含めた多様な主体が連携・協働する取組を進めることで、地域の課題解決をはかっていくことが重要。
- このため、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底することや、公共施設等の適正管理や下水道事業の広域化・共同化など、広域的なインフラマネジメントを推進することで、歳出効率化を図っていく必要。

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

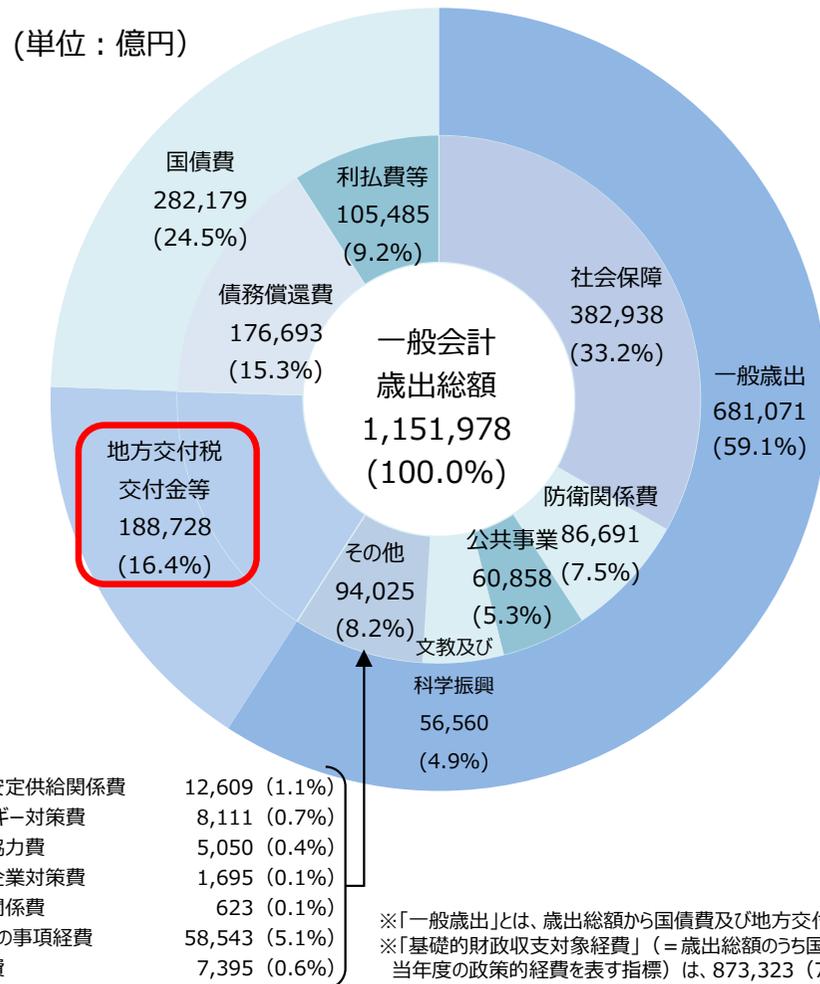
(1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正

(2) 地方行政の効率化・広域的なインフラマネジメントの推進

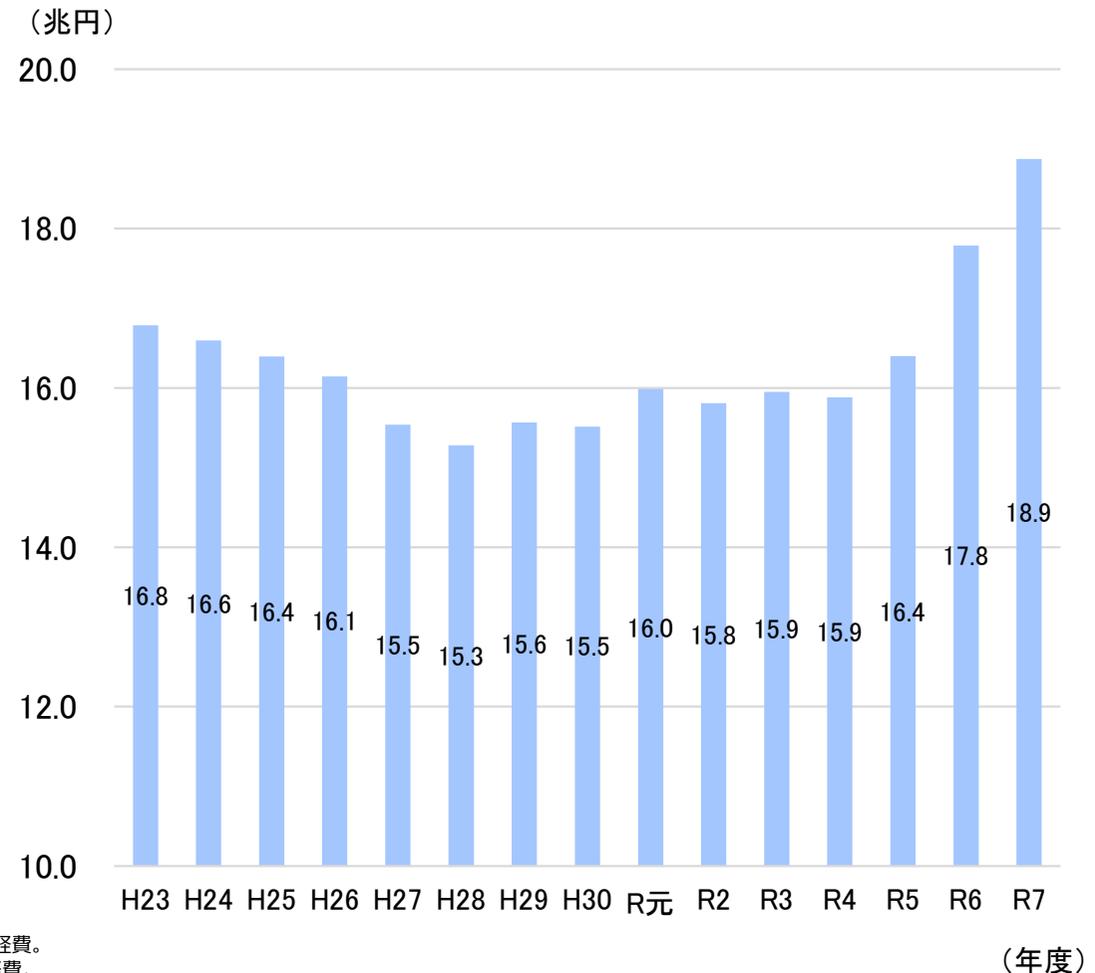
令和7年度予算における地方交付税交付金等

○ **地方交付税交付金等**（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、**国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）**の中で**2番目に大きい18.9兆円**となっている。

＜令和7年度 一般会計歳出の構成＞



＜地方交付税交付金等（一般会計・当初予算ベース）の推移＞



※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。
 ※「基礎的財政収支対象経費」（＝歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費。
 当年度の政策的経費を表す指標）は、873,323（75.8%）

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考) マクロの地方交付税総額とミクロの地方交付税配分額

- 地方交付税制度は、**地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額（マクロ）が決定**された後に、これを前提として、**各地方団体に対する地方交付税交付金の配分額（ミクロ）が決定**される仕組みとなっている。

予算編成時（9月～12月）

- ✓ 翌年度の地方団体（都道府県及び市町村）の歳入歳出総額を見込み、収支不足を見積り
- ✓ 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行う
⇒ **交付税総額の決定**

予算決定後（1月～7月）

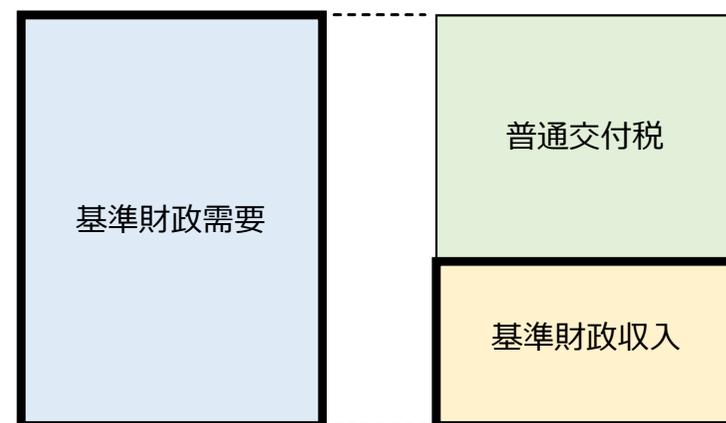
- ✓ 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
- ✓ 改定した算定基準により、総務省が、各地方団体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税の配分額を決定

【地方財政計画】

歳出	歳入
給与関係費	歳出歳入ギャップを補てん ⇒ 交付税総額の決定
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定

【各地方団体の普通交付税算定】



普通交付税（交付税の94%）：7月に決定

※上記のほか、各地方団体の事情を考慮して特別交付税（交付税の6%）の配分額を12月・3月に決定

令和7年度地方財政計画

- **地方交付税総額**については、**財源不足に関する国・地方の折半ルール**（注）と、**一般財源総額実質同水準ルール**に基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

- **令和7年度**においては、**臨時財政対策債の発行額が、平成13年度の制度創設以来初めてゼロ**（対前年度比▲0.5兆円）となった。また、**交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画額（令和7年度：0.6兆円）を上回る2.6兆円を償還**し、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和7年度地方財政計画

（単位：兆円）

【歳出：97.1】	【歳入：97.1】
給与関係経費：21.0	地方交付税：19.0
	地方特例交付金等：0.2
一般行政経費：45.6	地方税・地方譲与税：48.4
<ul style="list-style-type: none"> うち、補助分：26.6 うち、単独分：15.9 うち、新しい地方経済・生活環境創生事業費：1.2 うち、地域社会再生事業費：0.4 	
投資的経費：12.1	国庫支出金：17.2
公債費：10.7	地方債：6.0
水準超経費：3.8	その他：6.4
その他：3.8	

一般財源

(67.5)
除く水準超経費
(63.8兆円)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和6年6月21日閣議決定)

- ・第3章 2. 中期的な経済財政の枠組み
 予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間について**、上記の基本的な考え方の下、**これまでの歳出改革努力を継続**する。その具体的な内容については、日本経済が新しいステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する
- ・第3章 3.(5)地方行財政基盤の強化
 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な**一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**して、(略)

（注1）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。

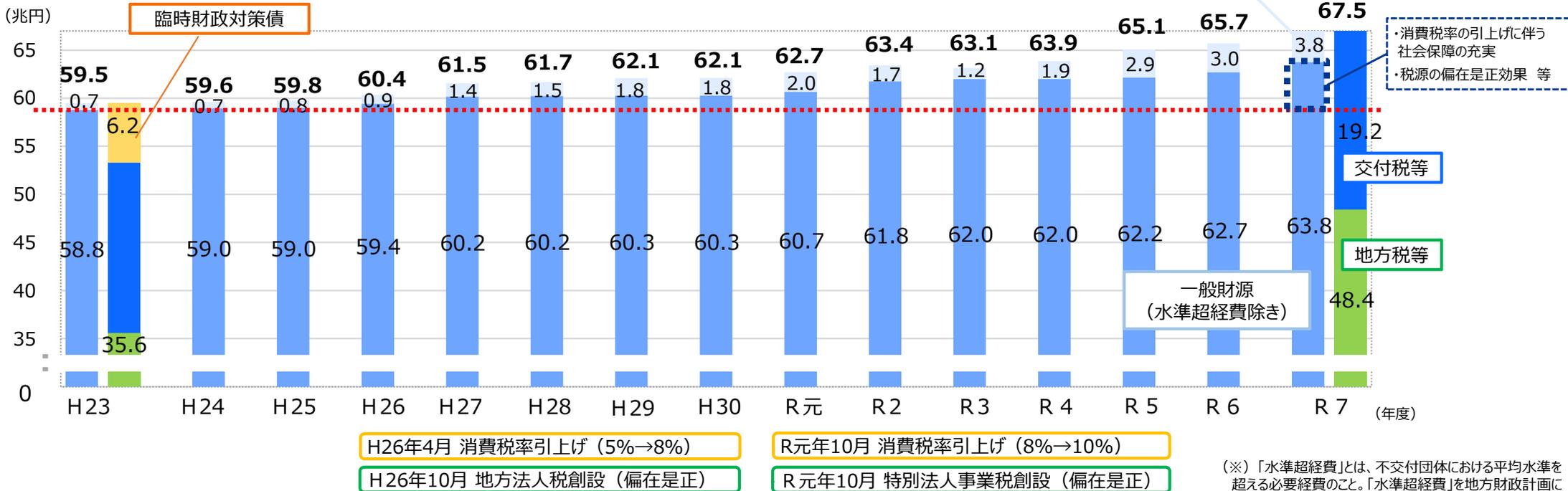
（注2）臨時財政対策債の発行額は0円。

（注3）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

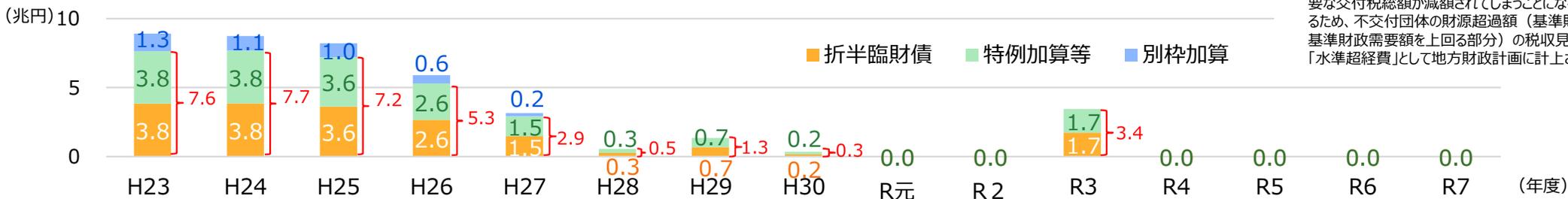
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「**一般財源総額実質同水準ルール**」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、**骨太2024において示された「経済・財政新生計画」においては、同ルールを令和9年度まで継続**する旨が規定。
- 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、**地方の一般財源総額は**、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、**実質的に同水準で維持**されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により**折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続**。

◆ 地方一般財源総額の推移

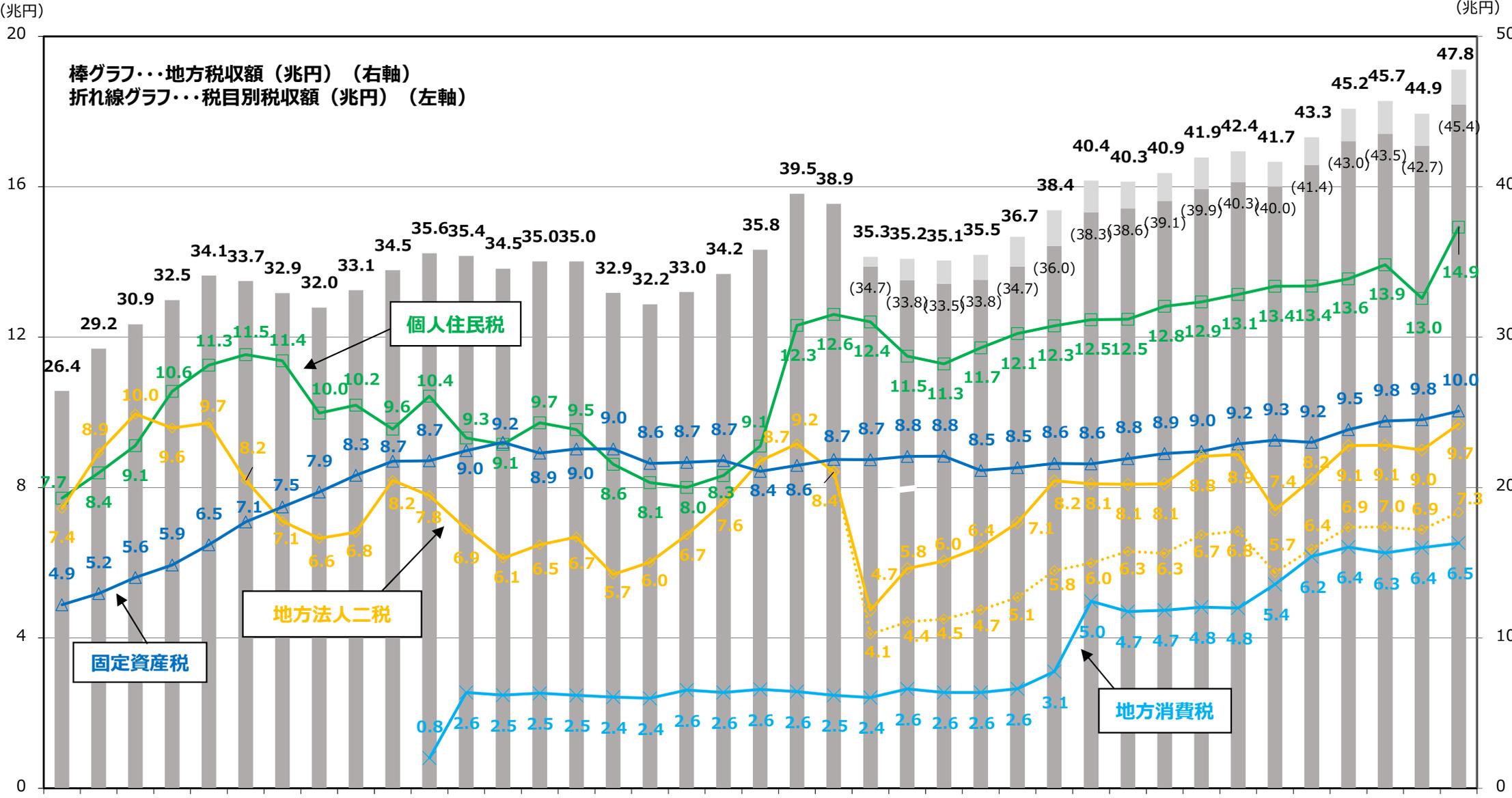


◆ 折半対象財源不足額等の推移 (地方財政計画ベース)



地方税収の推移

- **地方税収の推移**を見ると、成長型経済に移行する中で、**近年では増加傾向**にあり、**足元では過去最高の47.8兆円**となっている。
- 税目別に見ても、**個人住民税・地方法人二税・固定資産税・地方消費税**のいずれも**増加傾向で推移**している。

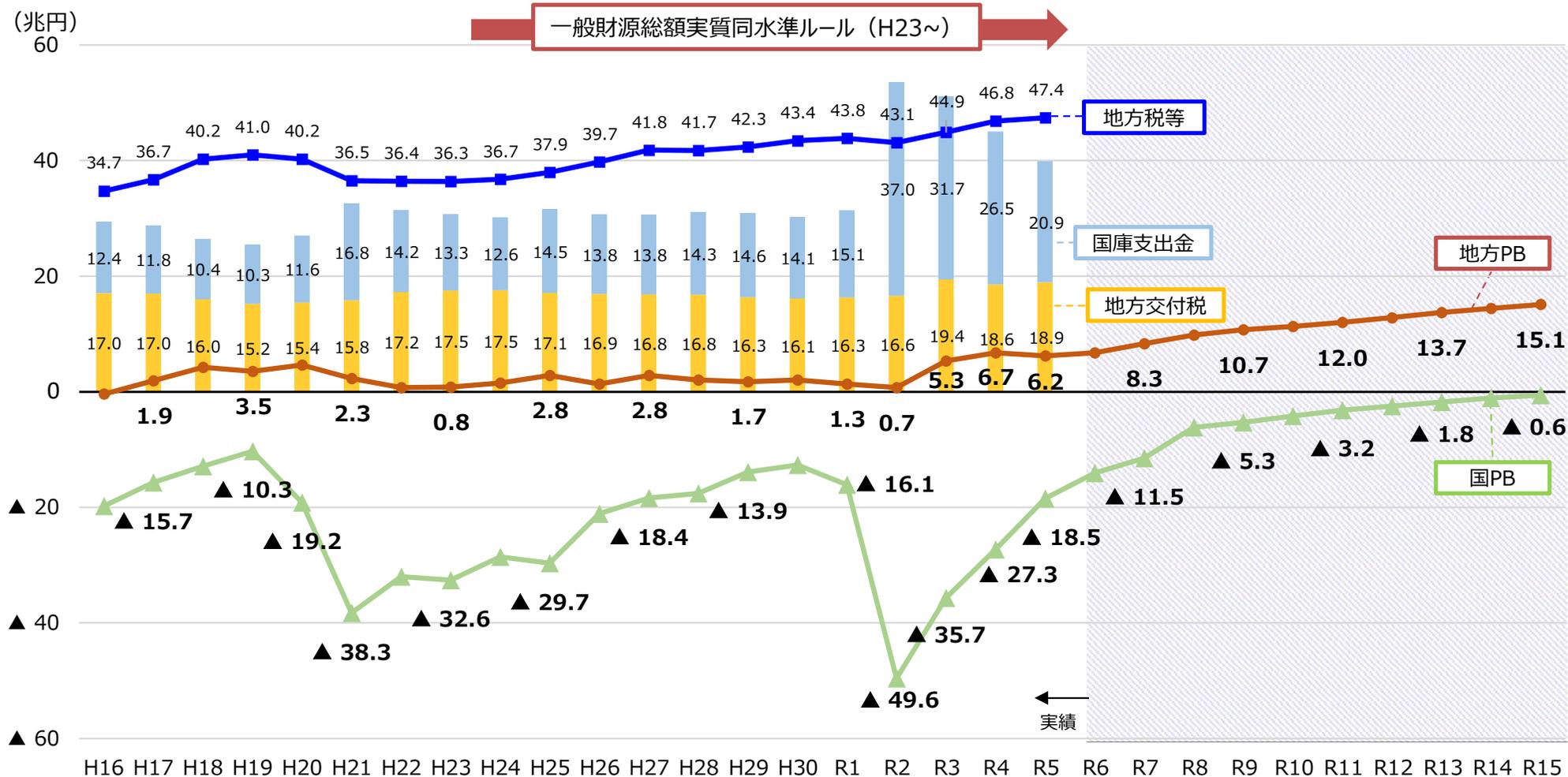


S62 S63 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 (年度)

※1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 ※2 R5年度までは決算額、R6及びR7年度は地方財政計画額。
 ※3 H21年度以降の地方税収額の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税（R1年度までは地方法人特別譲与税）を含まない。

国・地方の財政状況（フロー）

- 国の財政状況が悪化する中においても、**リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施**してきた。このため、PB目標設定以降、**国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持**。
- 新型コロナ対応においても、**地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施**。このため、**地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化**。
- PB黒字化目標は国・地方合わせた目標であるが、仮に**中長期試算の成長移行ケースのとおり国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し**。

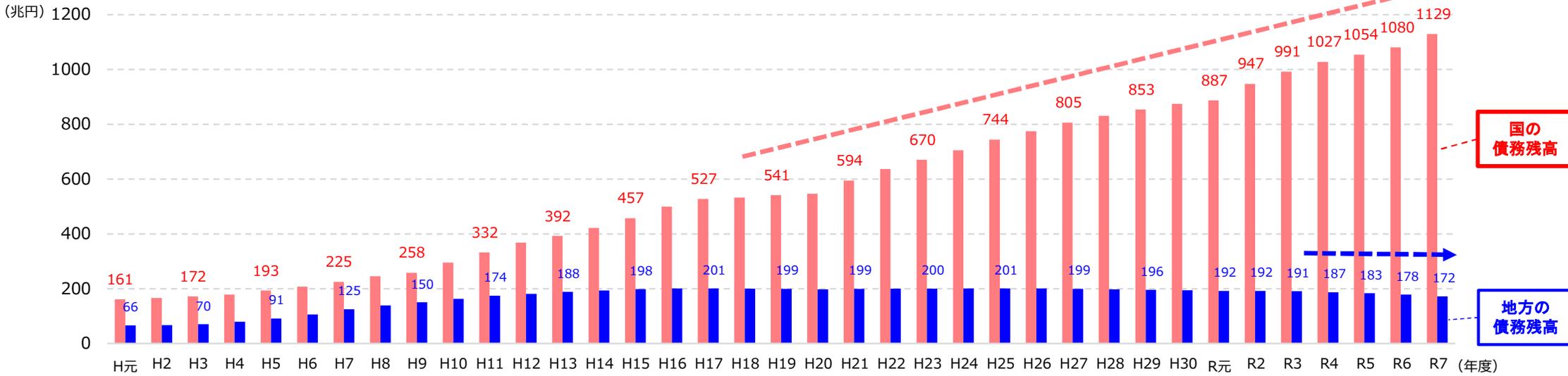


(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月7日)の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」普通会計決算の概要より。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を含まない。国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

国と地方の財政状況（ストック）

- 普通国債残高は累増の一途を辿っている一方、**地方の債務残高は過去20年間はほぼ横ばい**となっており、**近年は減少傾向**。
- **地方の基金残高**については、**過去20年間で約2倍に増加**。

◆ 国・地方の債務残高の推移

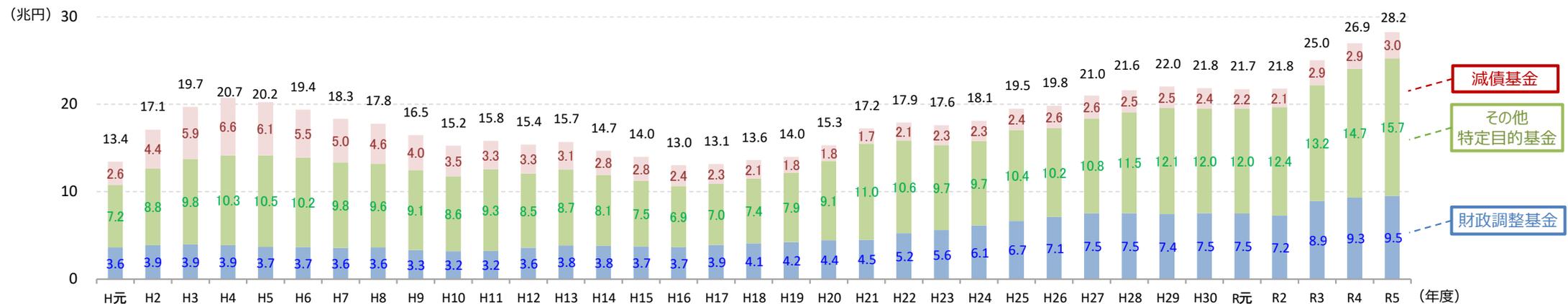


(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等

(注1) 普通国債残高は、令和6年度末までは実績、令和7年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。

(注2) 地方の債務残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度、7年度は地方財政計画等に基づく見込み。

◆ 地方の基金残高の推移

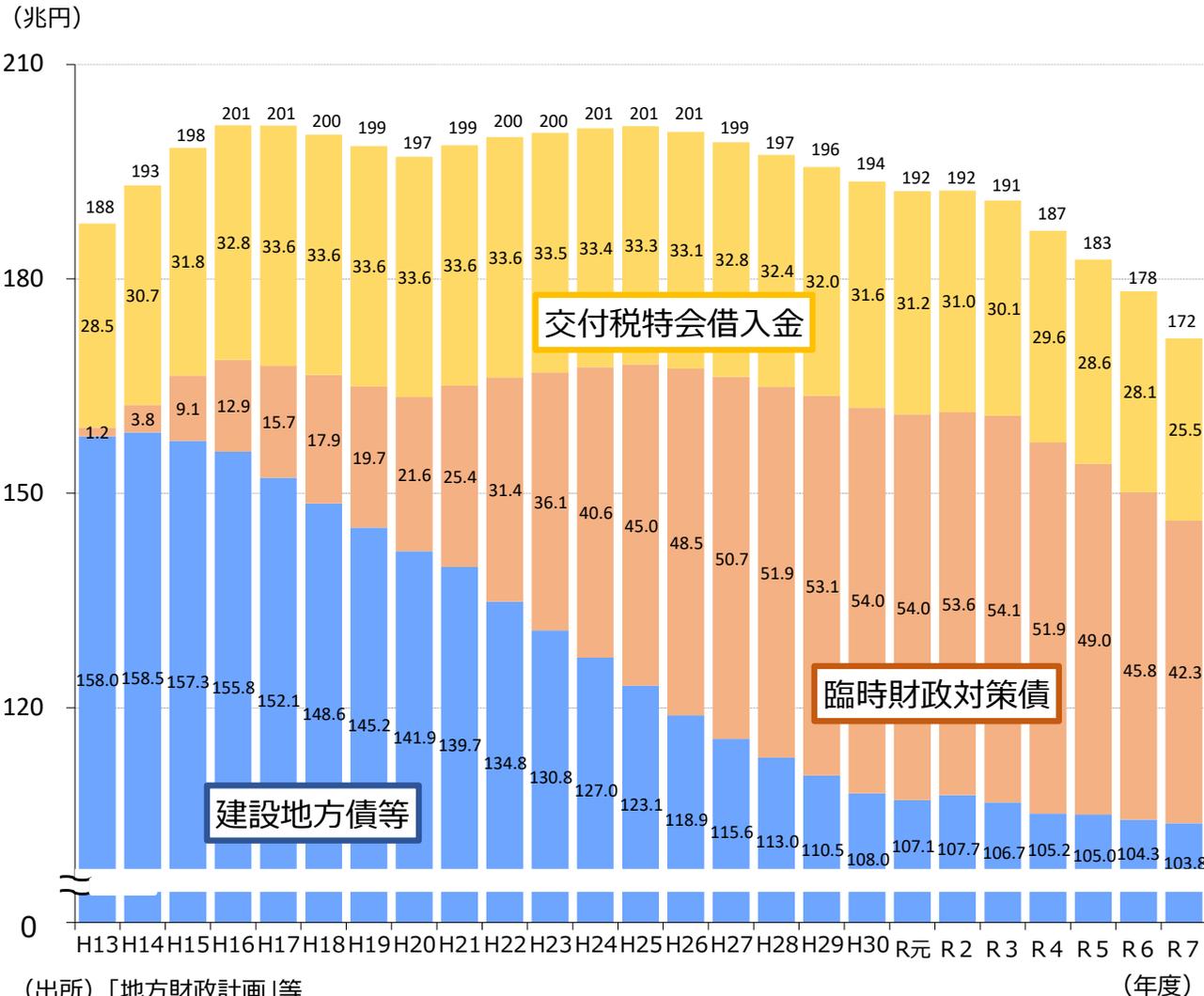


(出所) 「地方財政状況調査」 (注) 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。また、通常収支分であり東日本大震災分を含まない。

地方の債務残高の推移

- **建設地方債等の残高**は、平成14年度に**ピークの159兆円**を記録後、**足元では104兆円まで減少**。(ピーク比▲54.7兆円)
- 他方、**臨時財政対策債及び交付税特会（交付税及び譲与税配付金特別会計）の借入金**の残高については、近年は減少傾向にあるが、**依然として残高が積み上がっている状況**。特に、**金利のある世界に移行する中**においては、**将来の利払費負担にも配慮した財政運営**が求められることから、**現下の地方財政や金利の状況などを踏まえた着実な償還を実施**していく必要。

◆ 地方の債務残高の推移



◆ 日本の国債金利の推移



◆ 交付税特会借入金

- ・ 交付税特会において、過去に、地方財政の財源不足額を補填するため、特例的に行ってきた借入金。
- ・ 法律上、毎年、前年度末残高の範囲内で、必要額を借り入れることとされており、実質的に、短期の借換えを実施。そのため、金利のある世界に移行する中で、金利変動のリスクを受けやすい。

◆ 臨時財政対策債

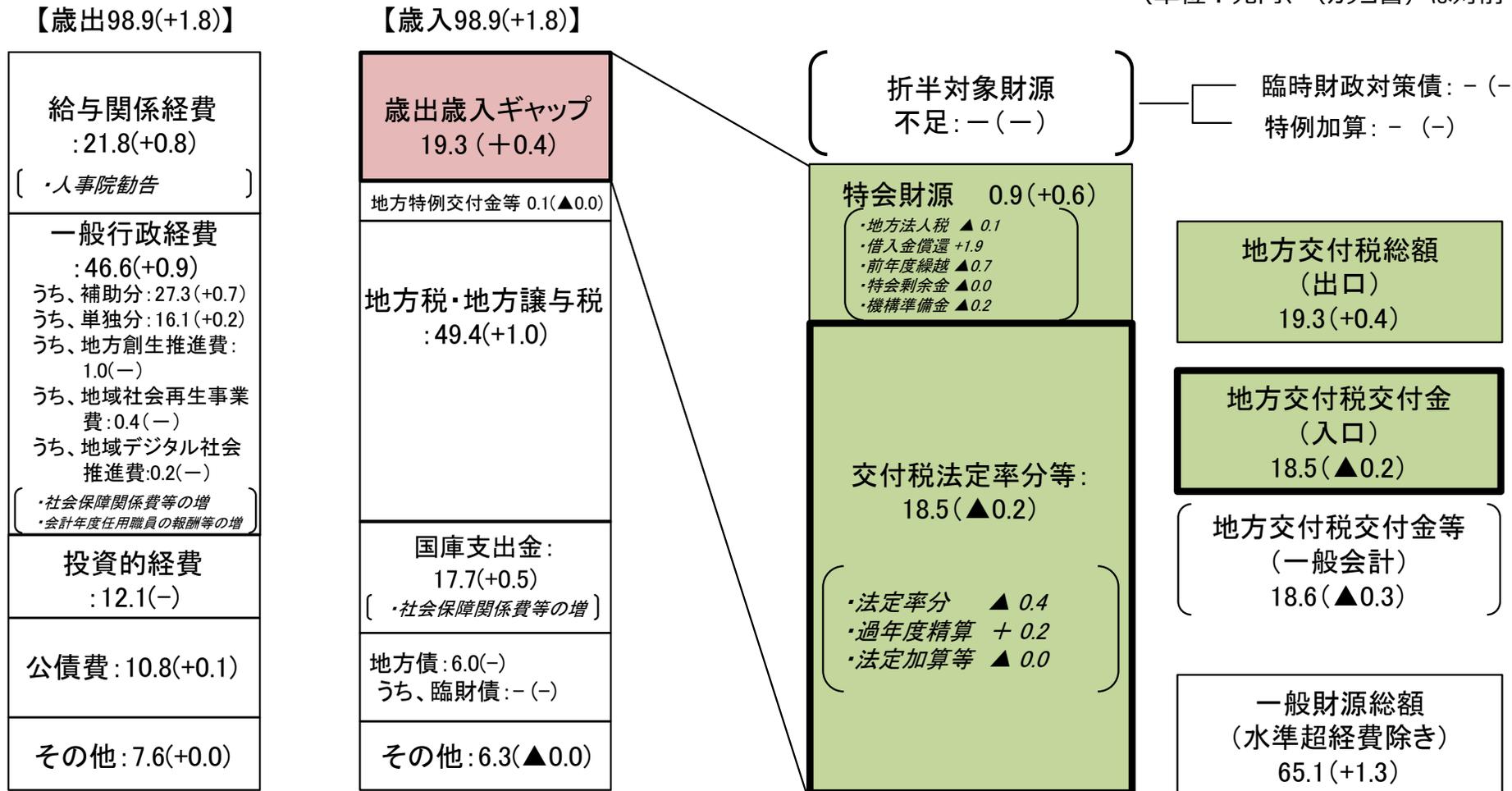
- ・ 地方財政の財源不足額を補填するため、各地方団体が、特例的に発行してきた地方債。
- ・ 各地方団体ごとに、市場公募（10年債、20年債、30年債など）や財政融資資金の活用等により資金調達を実施。

令和8年度総務省要求（仮試算）の概要

○ **令和8年度の総務省要求（仮試算）**においては、昨年度に引き続き、折半対象財源不足は生じないものの、**給与関係経費や社会保障費の増加等による歳出増**（対前年度+1.8兆円）を要因として、**一般財源総額（水準超経費除き）が対前年度で+1.3兆円増加**している。

◆ 令和8年度総務省要求（仮試算）の姿

（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



（出所） 総務省「令和8年度の地方財政の課題」より作成

（注） 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係経費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、予算編成過程において、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。あわせて、地域デジタル社会推進費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費及び脱炭素化推進事業費の取扱いも含め、「令和8年度の地方財政の課題」、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

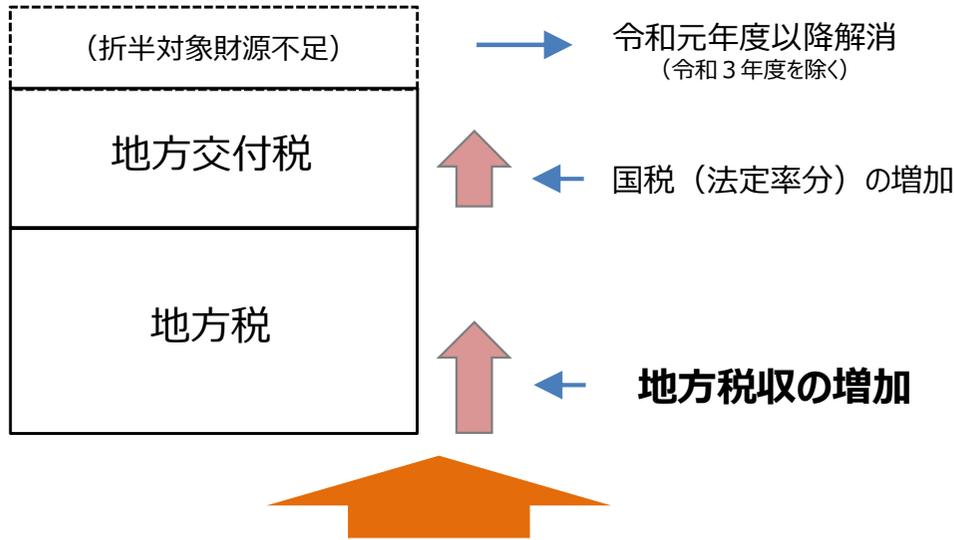
(1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正

(2) 地方行政の効率化・広域的なインフラマネジメントの推進

地方財政をめぐる新たな局面

- **近年の地方財政は、令和元年度以降、コロナ禍を除き折半対象財源不足が継続的に解消され、令和7年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロになるなど、これまでの地方の財源不足を前提とした議論とは一線を画したフェーズに移行。**
- **成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が基調的な増加傾向となっている中で、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、こうした新たな局面で生じる地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正といった都市と地方の支え合いの確保に一層取り組む必要。**

◆ 地方財政をめぐる新たな局面



成長と分配の好循環・成長型経済への移行

◆ 成長型経済移行期において取り組むべき課題

- **地方財政健全化の取組**
 - ✓ 臨時財政対策債の着実な償還
 - ✓ 特会借入金の着実な償還
- **メリハリの効いた予算編成**
 - ✓ 経済・物価動向等の適切な反映
 - ✓ 人口減少の中でも機能し得る地域社会や産業構造の再構築とそれを可能にする制度設計
- **地域間の財政力格差拡大の抑制**
 - ✓ 地方税源の偏在是正（地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築は“車の両輪”）
 - ✓ 都市と地方の支え合いの確保

◆ 折半対象財源不足額等の推移（地方財政計画ベース）



(参考) 令和7年度税制改正大綱・骨太方針2025の記載

○ 令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日、自由民主党・公明党）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、**行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。**

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

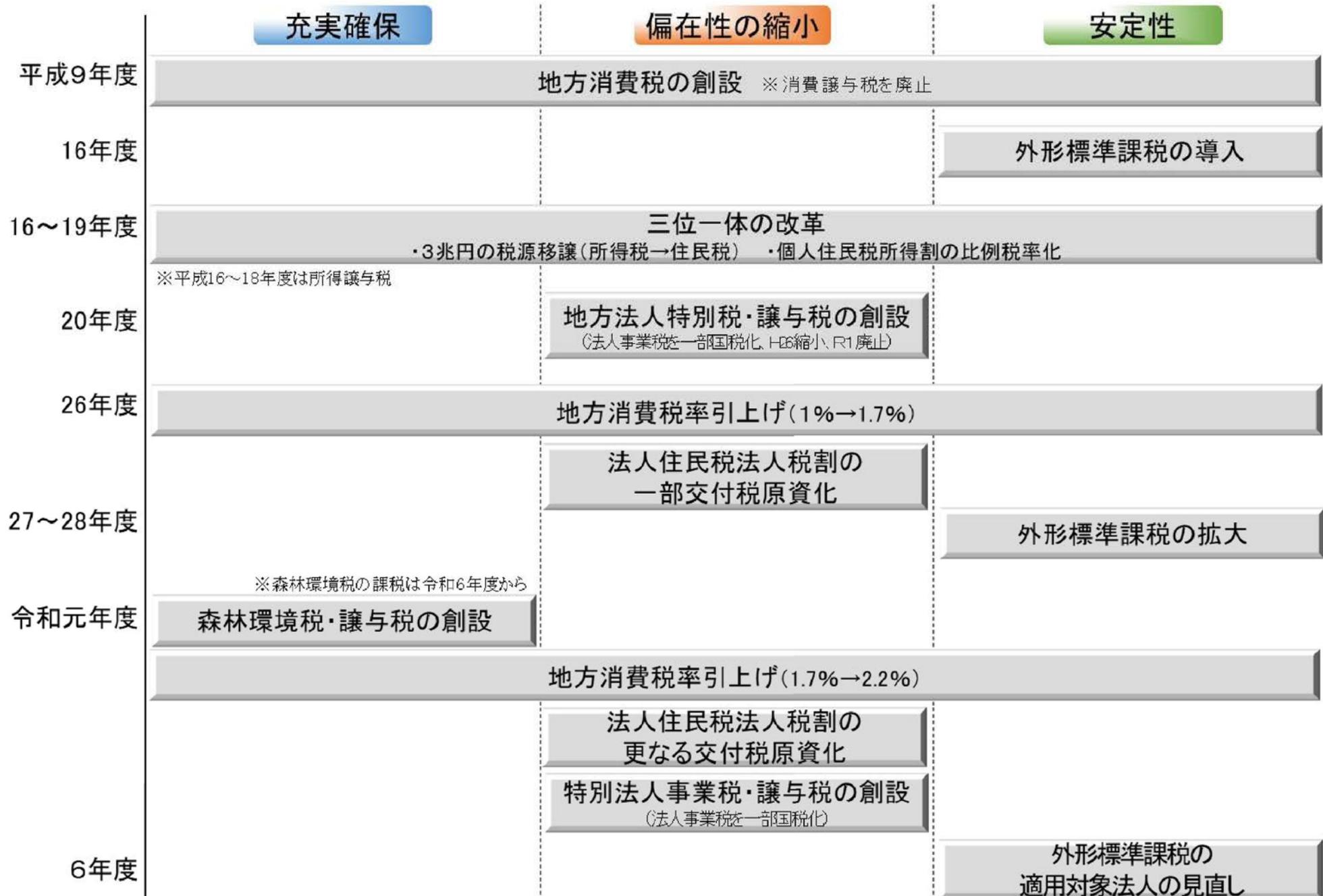
第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化 (中略)

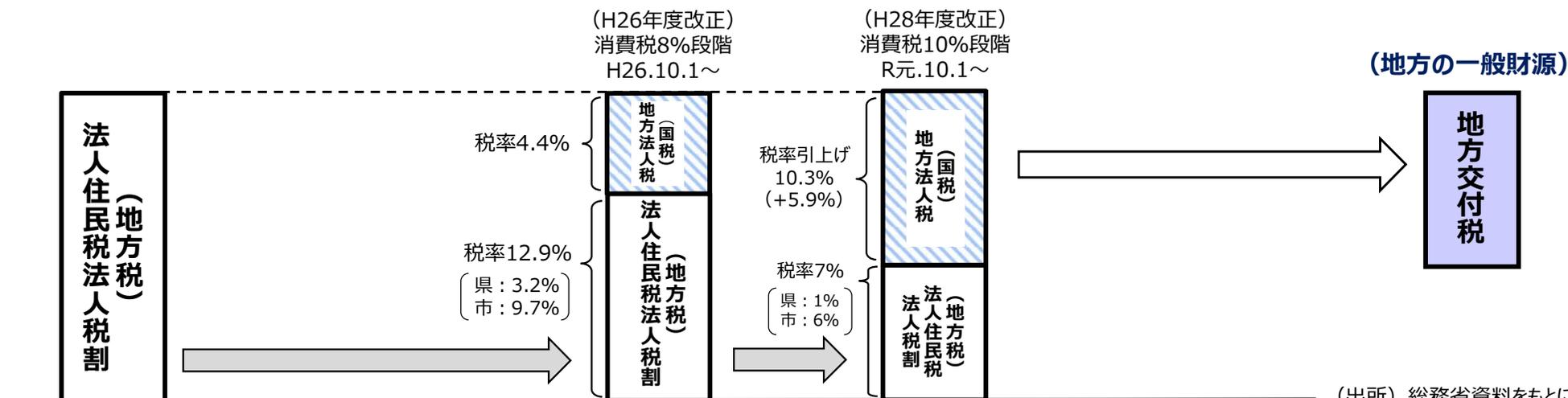
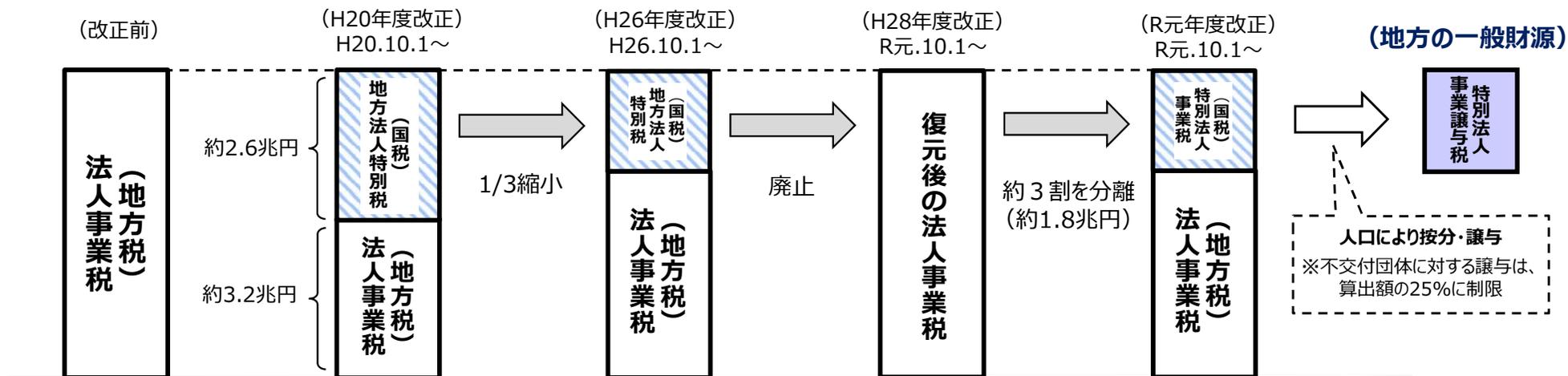
東京一極集中が続き**行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。**

(参考) これまでの地方税における取組



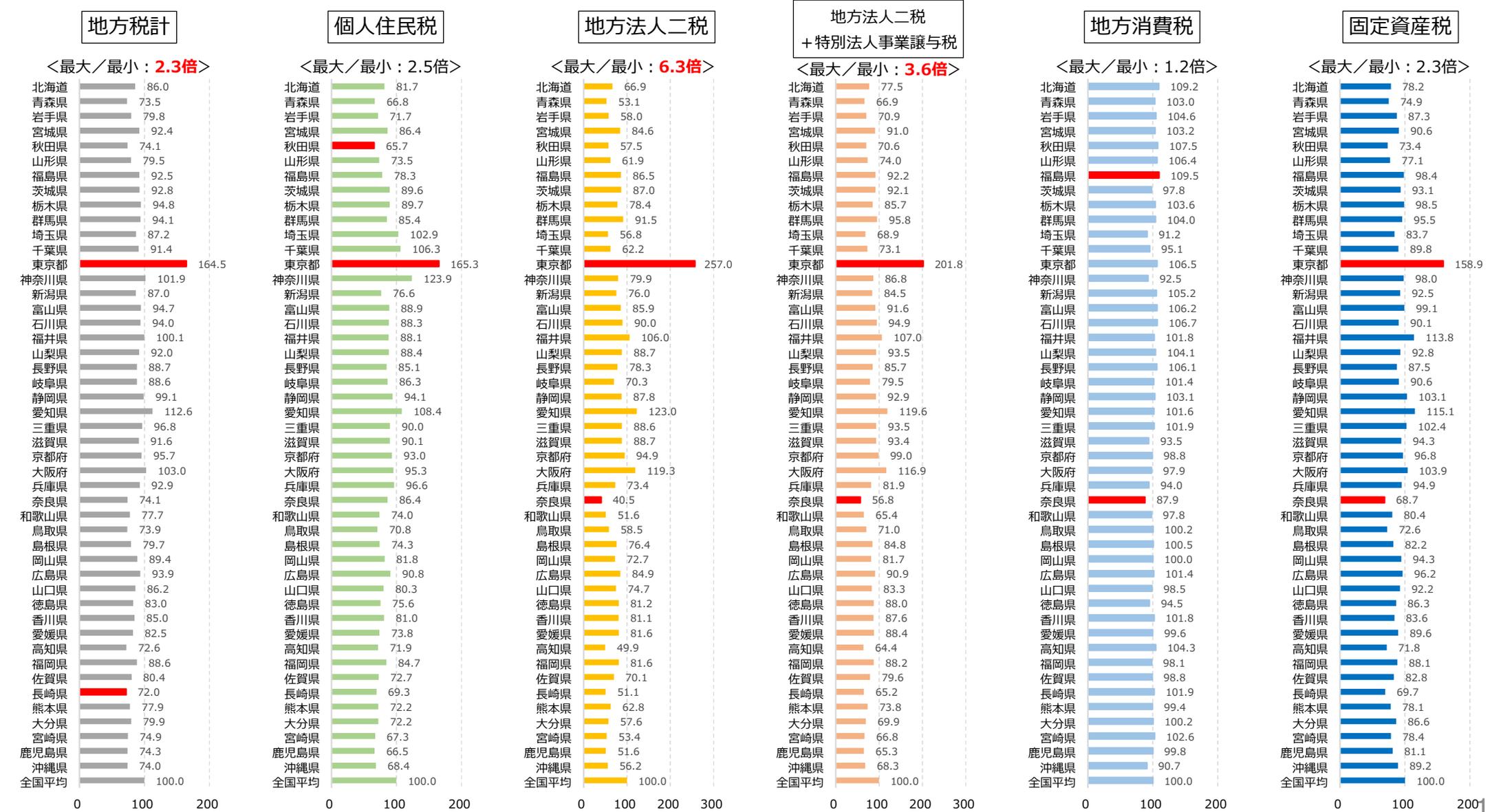
(参考) これまでの地方法人課税における偏在是正の取組

平成20年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> 税制抜本改革により偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税（国税）とし、その全額を譲与税として譲与する仕組みが創設。
平成26年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> 暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度を見直すとともに、地方消費税の充実に伴う地域間の財政力格差の拡大に対応するため、法人住民税法人税割の一部を地方法人税（国税）とし、税収の全額を地方交付税の原資とする制度が創設。
平成28年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> 地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の交付税原資化がさらに進められた。（令和元年10月施行）
令和元年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、法人事業税の一部（約3割）を分離して特別法人事業税（国税）とし、その全額を譲与税として譲与する特別法人事業税・譲与税制度が恒久措置として創設。



地方税収の状況 (R5決算、人口1人当たりの税収額の指数)

- **人口1人当たりの税収額**でみた場合に、**地方税全体**では最大/最小では**2.3倍の格差**となっており、中でも、**地方法人二税**は最大/最小が**6.3倍の格差**、**特別法人事業譲与税**を含めても最大/最小が**3.6倍の格差**と高い水準にある。
- このように**地方税源は偏在性を内在している**ことから、**税収が増加する局面では、構造的に税収の格差が拡大**することになる。



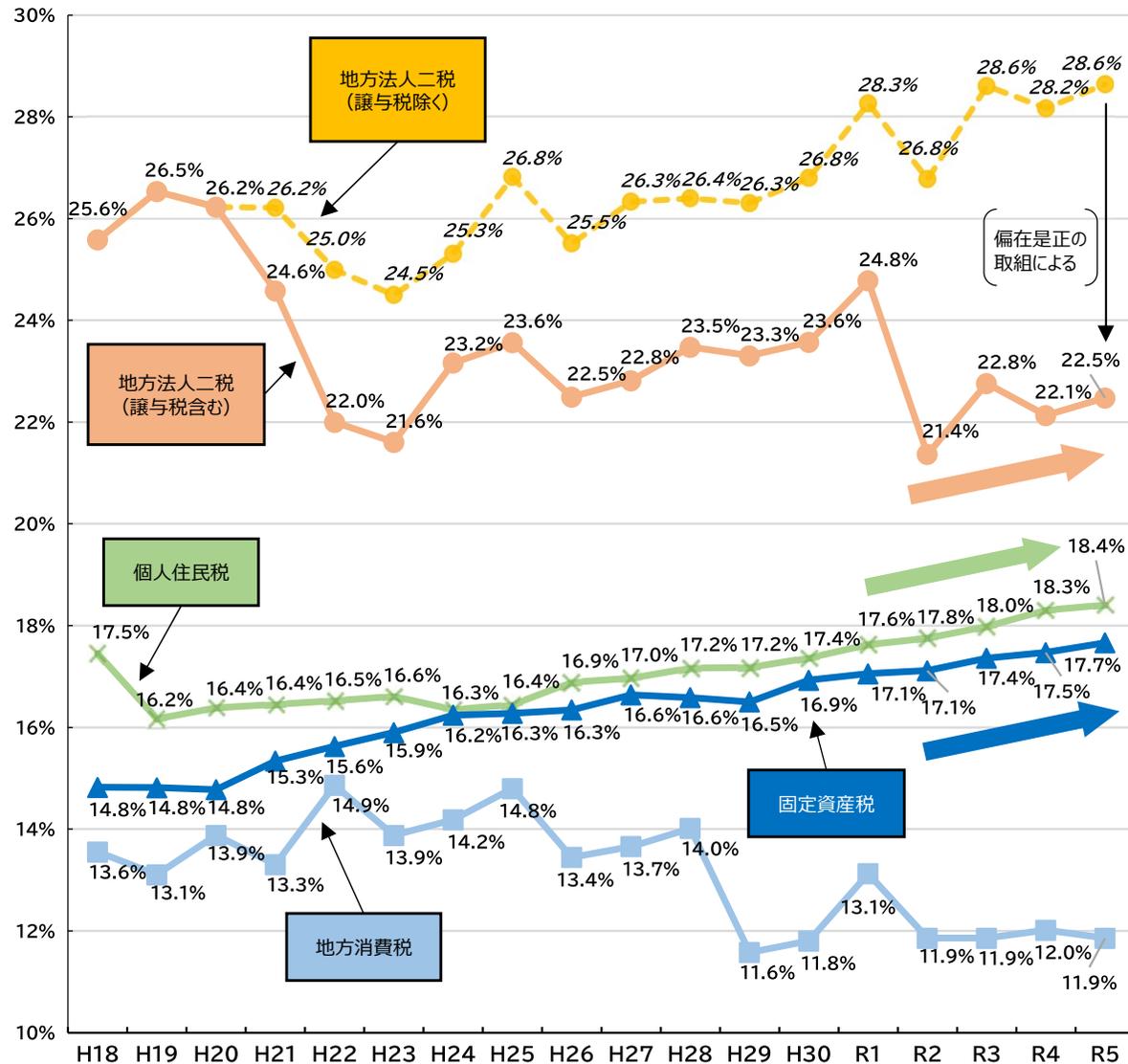
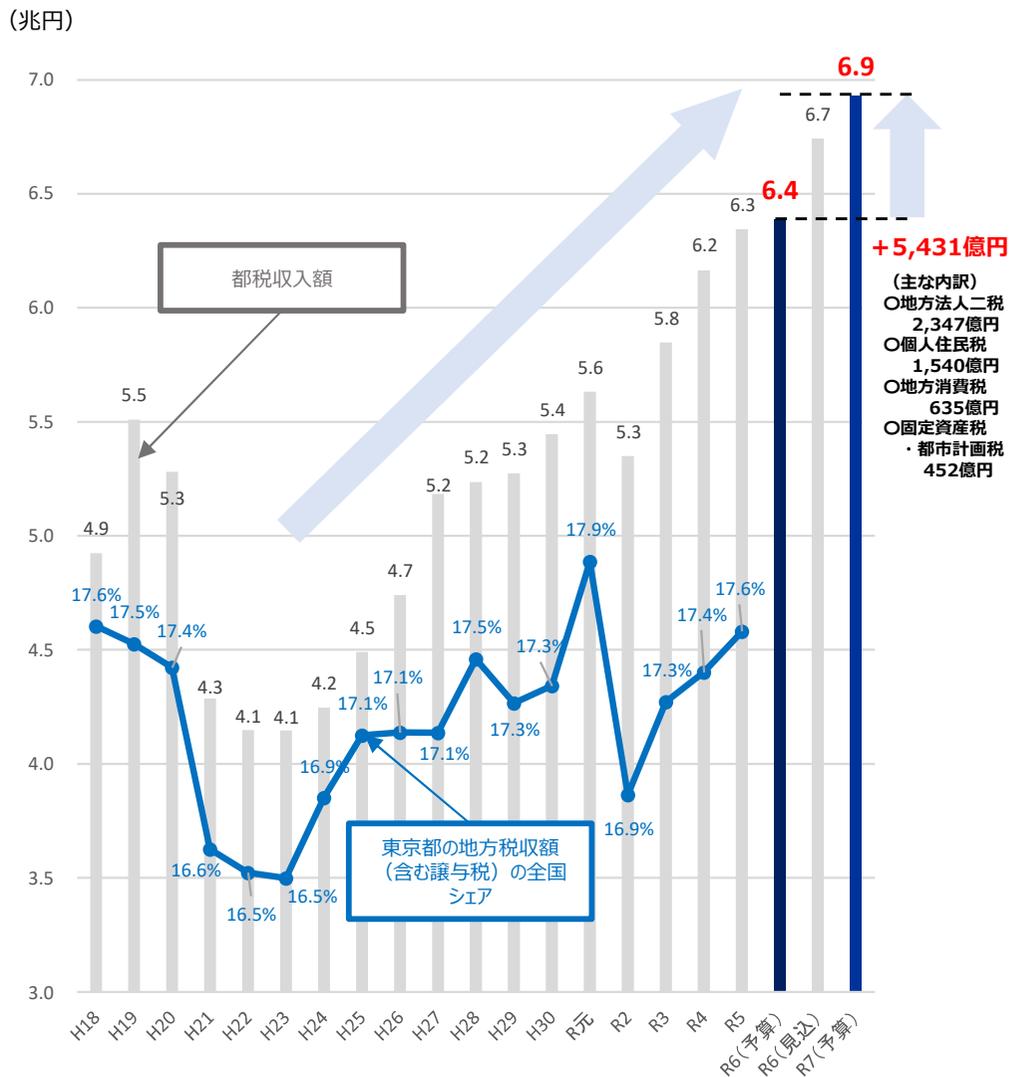
(注1) 地方法人二税 (法人住民税・法人事業税) の税収は、超過課税等を含まない。 (注2) 人口は令和6年1月1日の住民基本台帳人口。

東京都の税収の推移

- 足元の東京都の税収は堅調に増加、直近の令和7年度の税収増の内訳をみると、太宗は地方法人二税による増収。
- 全国に占める東京都の税収シェアも足元で拡大。税目ごとで見ても、地方法人二税、固定資産税、個人住民税では増加傾向。

【東京都の税収入額及び全国シェアの推移】

【東京都の税目ごとの全国シェアの推移】

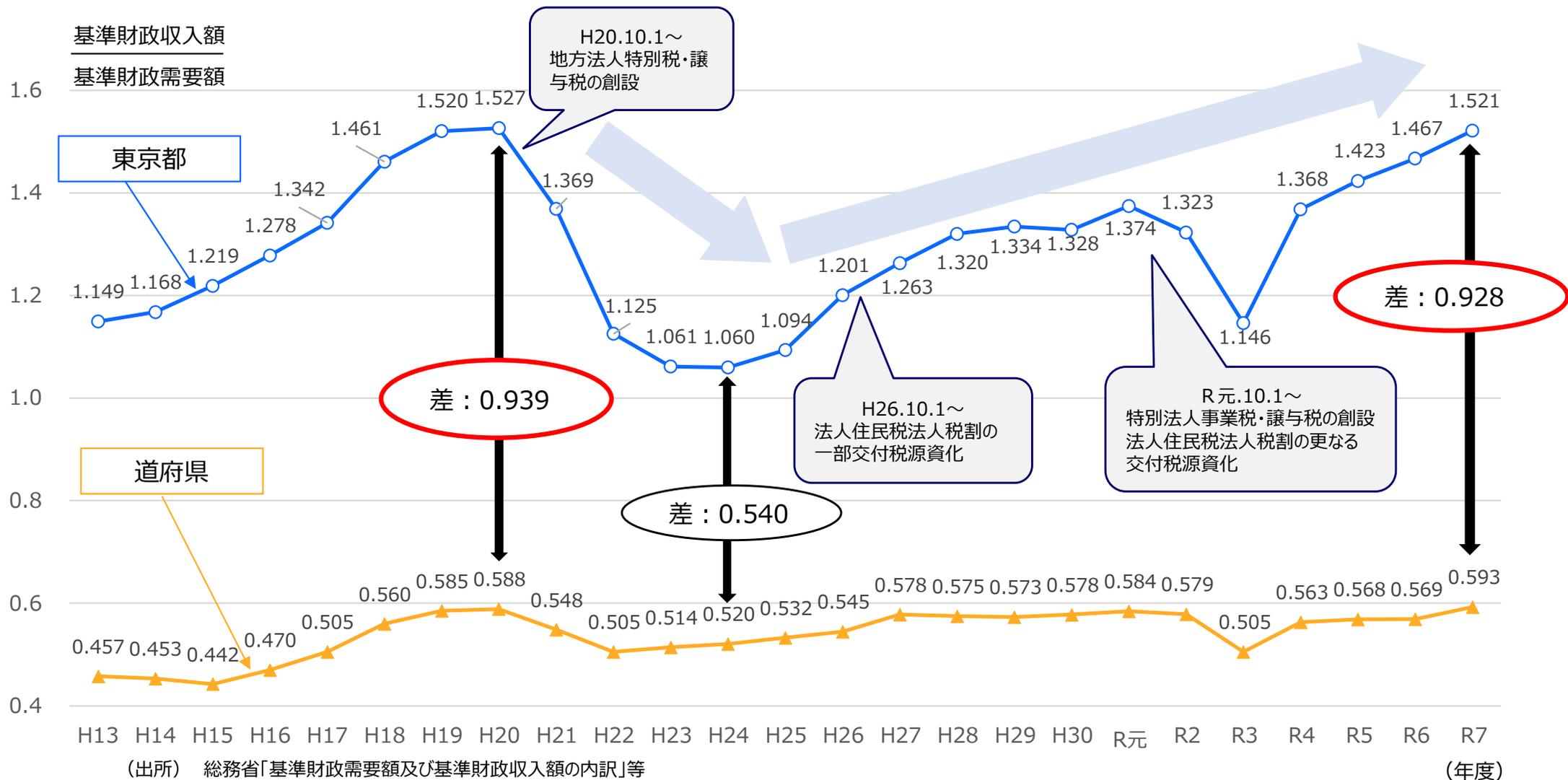


(出所) 東京都「都税収入決算額の推移」、「令和7年度東京都予算概要」等

※1 税収額については決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額並びに地方消費税清算後ベース。
 ※2 H21年度以降の地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を含まない。
 ※3 東京都の税収は、東京都及び都内区市町村の税収。

東京都と道府県の財政力の状況の推移

- **地方税源の偏在是正**はこれまで**累次の措置が講じられてきたが**、**税収が増加する局面**では、**地方税源に内在する偏在性**により、**基準財政収入額と基準財政需要額**でみたときの**財政力格差の拡大は不可避**。
- **足元の東京都と道府県の財政力の格差**は、**偏在是正の取組が始まった平成20年度以前の水準まで拡大**。



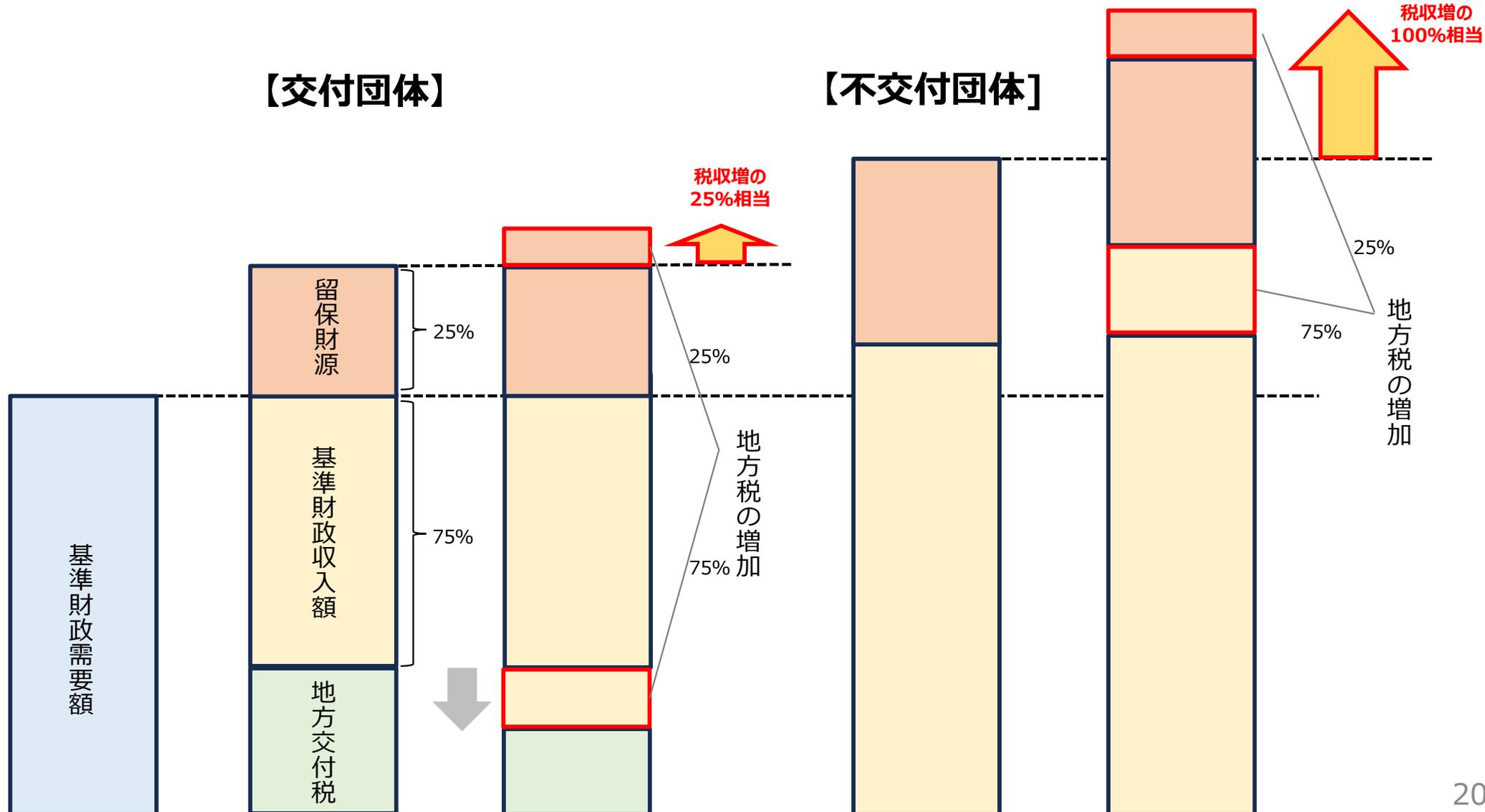
(出所) 総務省「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」等

(注1) 道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除して得た数値。

(注2) 東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値。

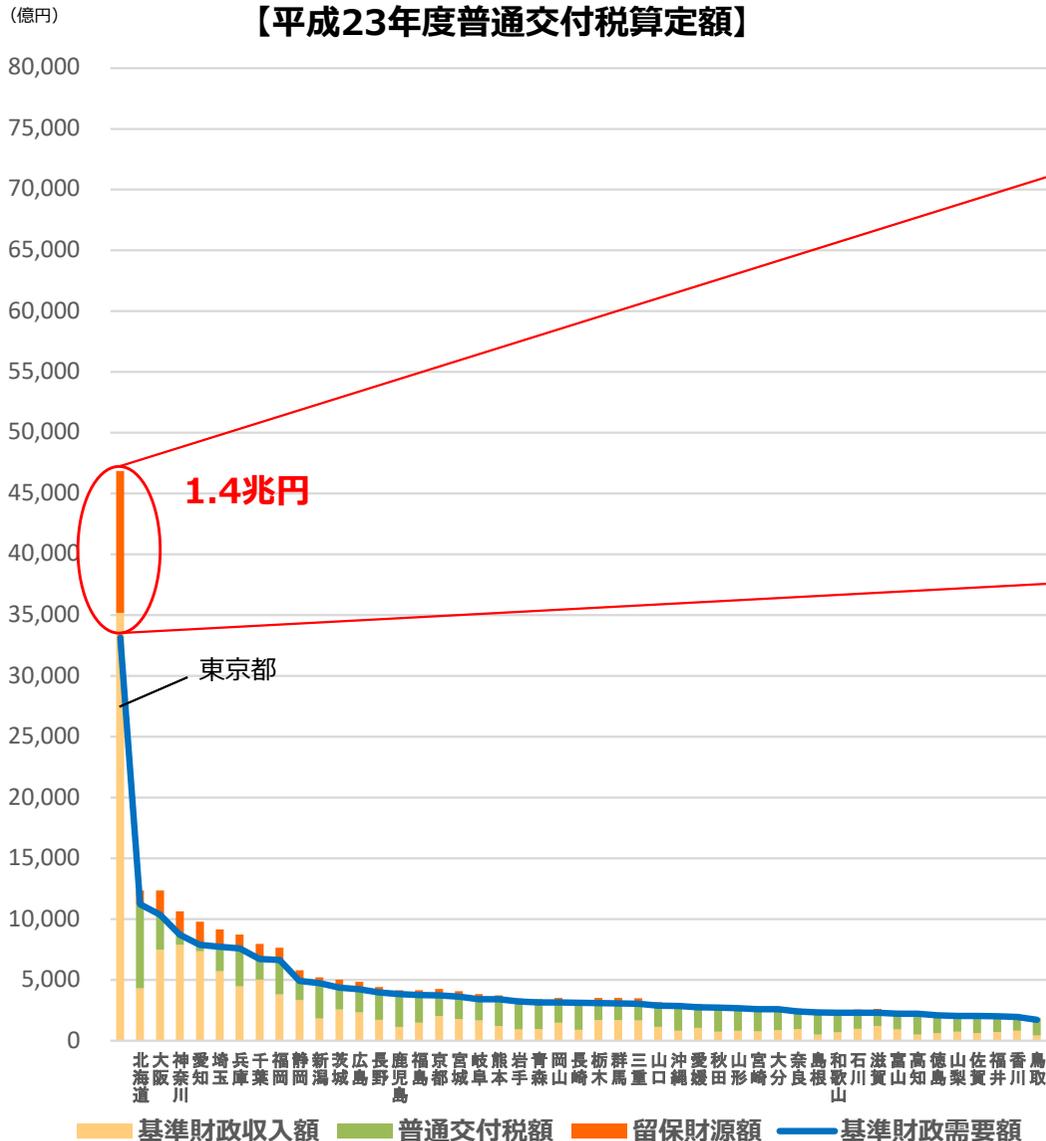
地方税収の増加と地方交付税の関係（イメージ）

- **同額の基準財政需要額**をもつ**交付団体**と**不交付団体**で、**地方税の税収の増加**がある場合、基準財政需要額を一定と仮定すると、
 - ・ **交付団体**については、地方税の増加分のうちの75%である**基準財政収入額の増加**については、**同額の地方交付税が減額**され、**地方税の増加分のうちの25%**である**留保財源の増加分**のみ、**財源が増える**ことになる。
 - ・ これに対して、**不交付団体**については、**地方税の増加分の100%分**、**財源が増える**ことになる。

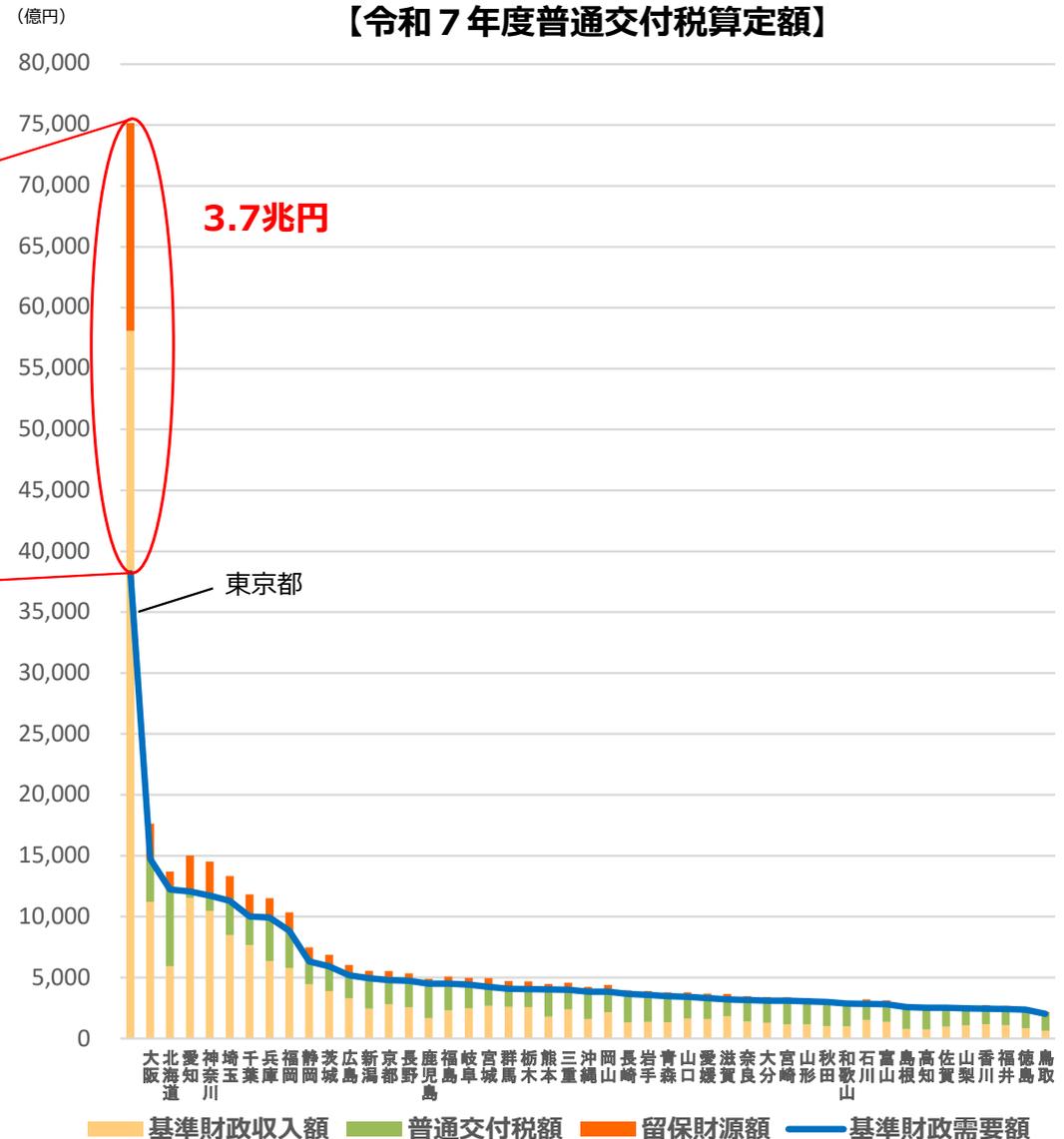


都道府県の基準財政収入額・普通交付税額・留保財源等の状況

- 足元の令和7年度と、地域間の財政力格差が縮小していた平成23年度を比較すると、東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額+留保財源）は、1.4兆円から3.7兆円に拡大。
- これに対して、交付団体は、基準財政需要は伸びているものの、留保財源の伸びは僅少な幅に留まっている。



（出所）「令和7年度 普通交付税の算定結果等」（令和7年7月29日）等



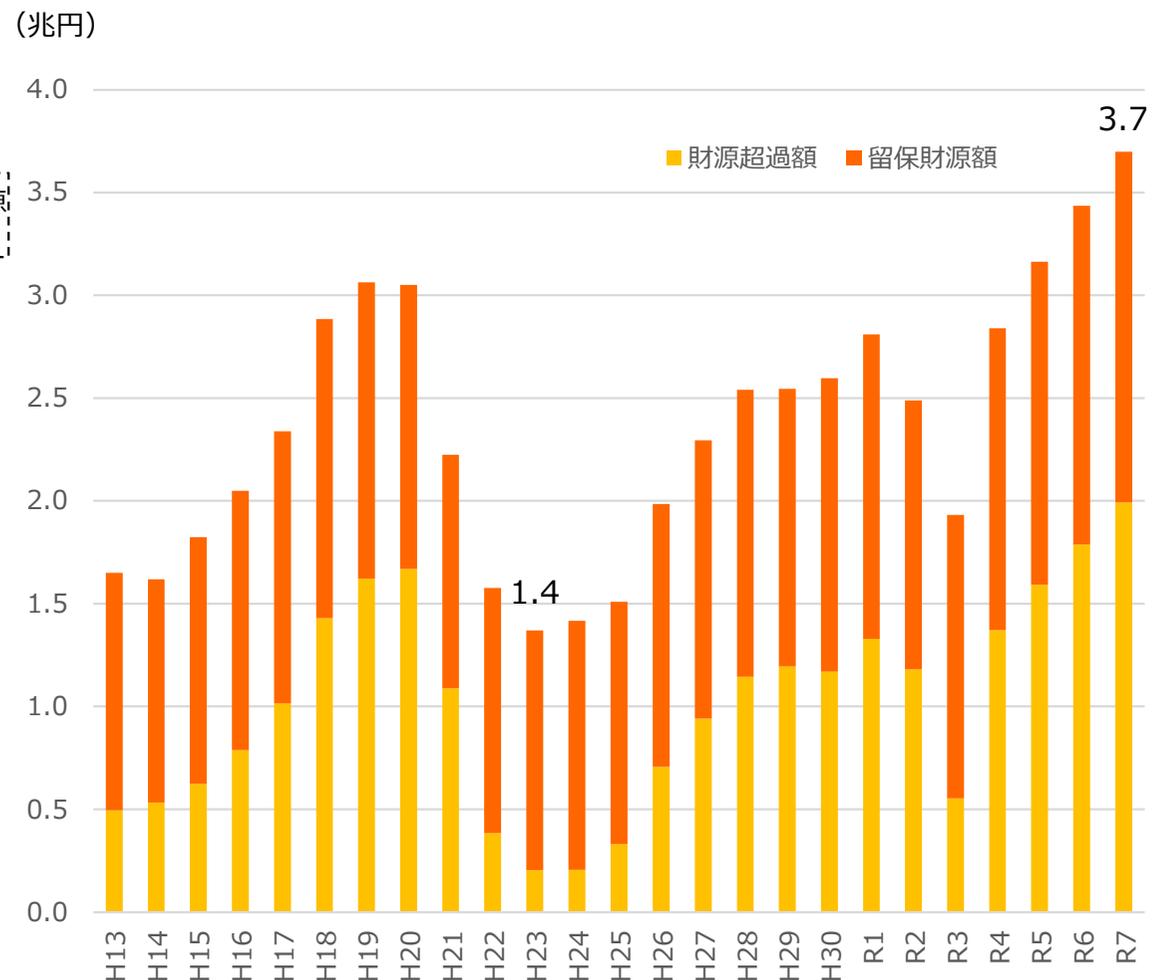
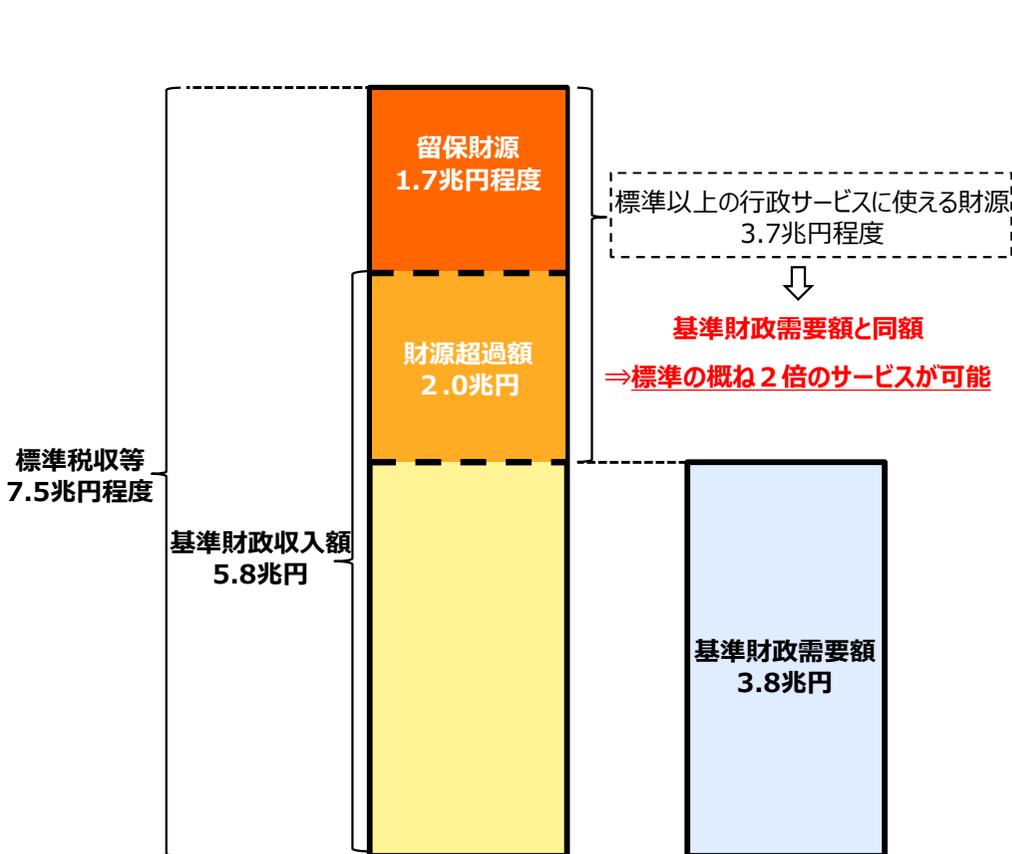
（注1）留保財源額は、標準税収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。
（注2）東京都の数値は、都と特別区の合計。

東京都の財源超過額と留保財源の状況

- **東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額＋留保財源）は、過去最高の約3.7兆円にまで達している。**
- これは、**基準財政需要額の3.8兆円とほぼ同額**であり、**東京都は標準の概ね2倍のサービスが可能**であると言える状況にある。

【東京都（23区を含む）の財源構造（令和7年度）】

【東京都（23区を含む）の財源超過額と留保財源の推移】

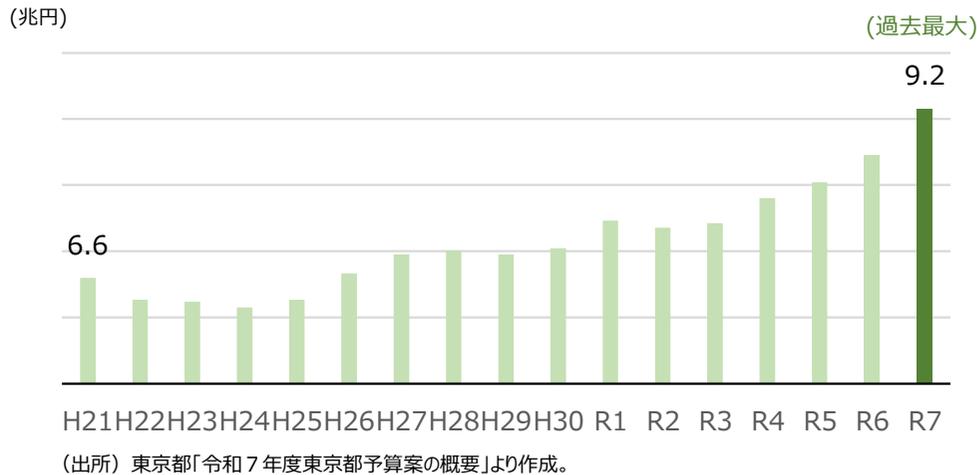


(出所) 「令和7年度 普通交付税の算定結果等」(令和7年7月29日) 等
 (注1) 留保財源は、標準税収収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。
 (注2) 令和3～6年度は再算定結果による。

東京都の最近の行政サービスの拡充の例

- **東京都は豊かな財政力を背景に、税収増や基金残高の活用等により、既存事業の拡充や新規施策を実施してきており、足元の予算規模は過去最大の9.2兆円の規模となっている。**
- 具体的には、**高校授業料実質無償化、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の保育料無償化、こども医療費助成**といった施策を打ち出しており、**周辺自治体との行政サービスの地域間格差が拡大**。

◆東京都の予算総額の推移（当初予算ベース）



◆東京都の最近の行政サービスの拡充の例

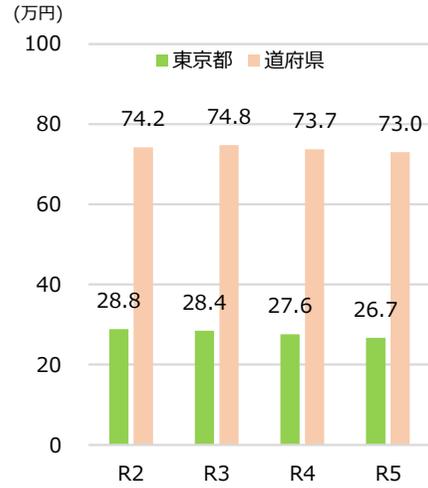
令和7年度予算（令和7年2月）

事業名	概要	R7 予算額
018サポート (R6年1月～)	都内に住む0歳から18歳までの全ての子どもを対象に、 1人当たり月額5,000円を支給 （所得制限なし）	1,227 億円
保育料等無償化 (R5年10月～)	国の方策が講じられるまでの間、認可保育所等の保育料について、 年齢や所得にかかわらず第一子無償化 を令和7年9月（予定）から実施 ※都と区市町村の負担割合は、第二子無償化実施時の考え方を踏まえ設定	763 億円 ※うち第一子分 279 億円
東京都公立学校給食費負担軽減事業 (R6年4月～)	国の方策が講じられるまでの間、都内区市町村が行う 学校給食費の保護者負担軽減 に係る支援を実施 ※実施主体：区市町村（補助率1/2）	251 億円
私立高等学校等特別奨学金補助 (R6年4月～)	国の方策が講じられるまでの間、都内に居住する私立高校等に通う全ての生徒の保護者に対して、授業料への助成として国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、 私立高校授業料を実質無償化 （所得制限を撤廃）	643 億円
医療費助成事業 (R7年10月～拡充)	子供医療費 について、令和7年10月から所得制限を撤廃し、 全ての子どもを助成対象に拡充 。自己負担額は以下のとおり ・義務教育就学前の乳幼児：自己負担なし ・義務教育就学児及び高校生等：通院1回当たり200円	乳幼児 38 億円 義務教育就学児 52 億円 高校生等 86 億円

◆人口1人当たりの基金残高



◆人口1人当たりの地方債残高



令和7年度6月補正予算

事業名	概要	R7 予算額
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置	都の水道料金の基本料金について、今年度の夏場4か月分相当を無償とする 臨時的な特別措置を実施 ※対象：主に一般家庭での利用が想定される小口径 ※多くの家庭が利用する口径20mmの場合、4カ月で 1世帯当たり5,000円程度 の軽減	368 億円

その他の拡充

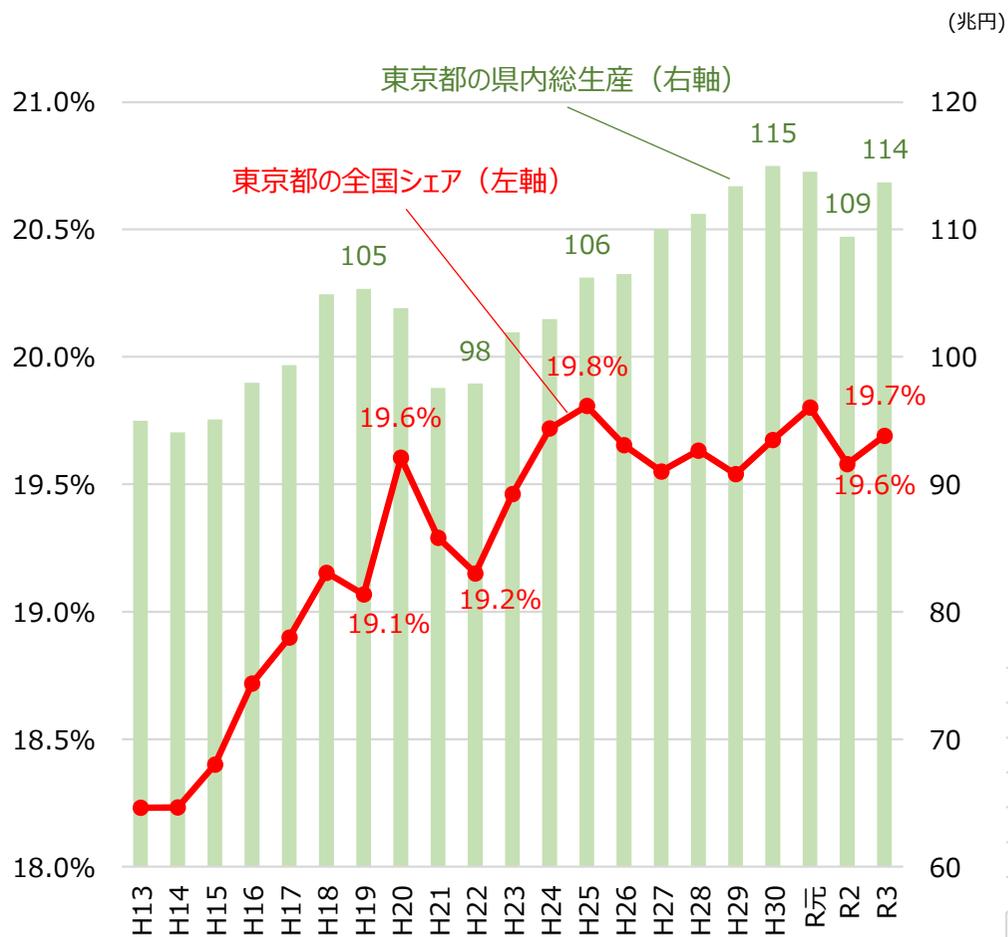
事業名	概要	R7 予算額
高齢者や障害のある方へのエアコン購入支援の拡充 (R7年8月30日～拡充)	高齢者 （購入日に満65歳以上）や 障害のある方がエアコン （多段階評価点が3.0以上）を 購入する際、「東京ゼロエミポイント」を80,000ポイントを付与	家庭のゼロエミッション行動推進事業（221億円）の内数

(出所) 東京都「令和7年度東京都予算案の概要」「令和7年度6月補正予算（案）について」、東京ゼロエミポイントHPより作成。

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在①

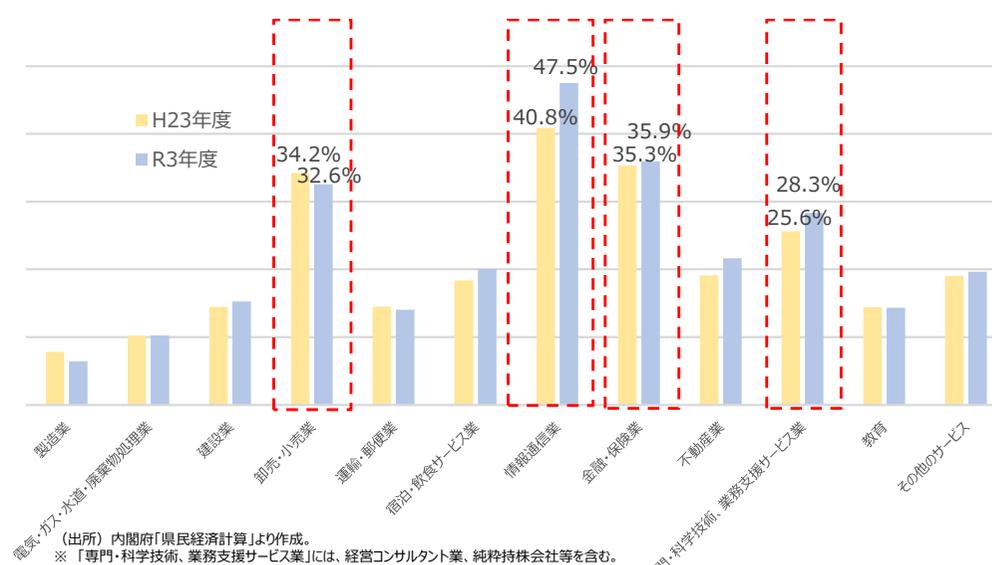
- 経済社会構造の変化に伴い、**大都市部に税源が集中する傾向**にあると考えられる。**東京都の県内総生産は全国の2割**と高い割合を占めている。**産業別に見ると、我が国の産業構造が製造業中心からサービス産業中心となる中で、情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、コンサルタント業などは県内総生産の全国のシェアが3割～5割程度と特に高い割合**を占めている。
- 大都市部においては、**大法人の本店が顕著に集中**している状況にある。さらに、資本金100億円超の**大法人の状況を見ると、東京都では、特に、他道府県に支店を持たない非分割法人の数の伸びが顕著**となっており、これにより、**事業活動の実態以上に税収が集中している状況**があると考えられる。**東京都の地方法人二税の全国シェアは、県内総生産の全国シェアを上回っている。**

◆ 東京都の県内総生産と全国に占めるシェアの推移

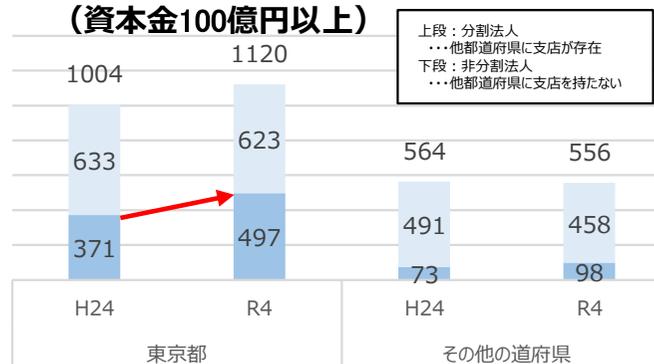


※ 本図における各数値は、H13～H17は「1993SNA・平成17年基準」を、H18～H22は「2008SNA・平成23年基準」を、H23～R3は「2008SNA・平成27年基準」を基に作成。

◆ 東京都の経済活動別県内総生産の全国シェア



◆ 大法人の本店等所在数の推移 (資本金100億円以上)



(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成。

◆ 東京都の地方法人二税・県内総生産の全国シェア

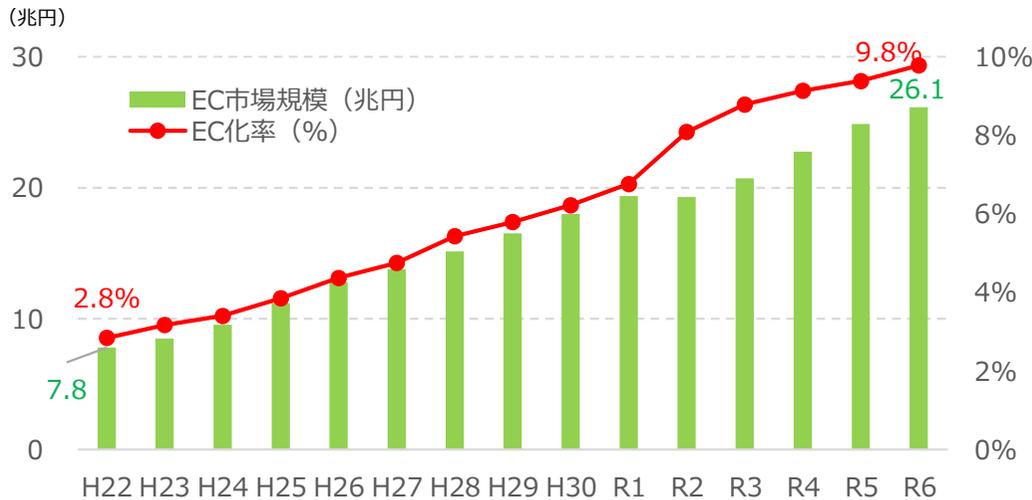
	東京都の全国シェア (R3年度)
地方法人二税 (譲与税除く)	28.6%
地方法人二税 (譲与税含む)	22.8%
県内総生産	19.7%

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在②

- **電子商取引（EC）の進展やフランチャイズ事業の拡大などの経済社会の構造変化に伴って、大都市部においては企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況が生じている**と考えられる。
- **電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能**であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、**本店所在地に税収が集中**する。また、コンビニエンスストアなどの**フランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本社にロイヤリティを支払っている**ため、**フランチャイズ事業を行う本社の税収は本店等の所在地に集中**する。

(注) 法人関係二税(法人事業税・法人住民税)は、事務所等を有する法人に対して、その事務所等が所在する地方団体が課するものであるため、法人の事務所等が2以上の地方公共団体にある場合、分割基準(事業所等の数や従業者の数)により課税標準額を課税団体ごとに分割。

◆電子商取引（EC）の市場規模（B to C）及びEC化率の推移



(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」を基に作成。

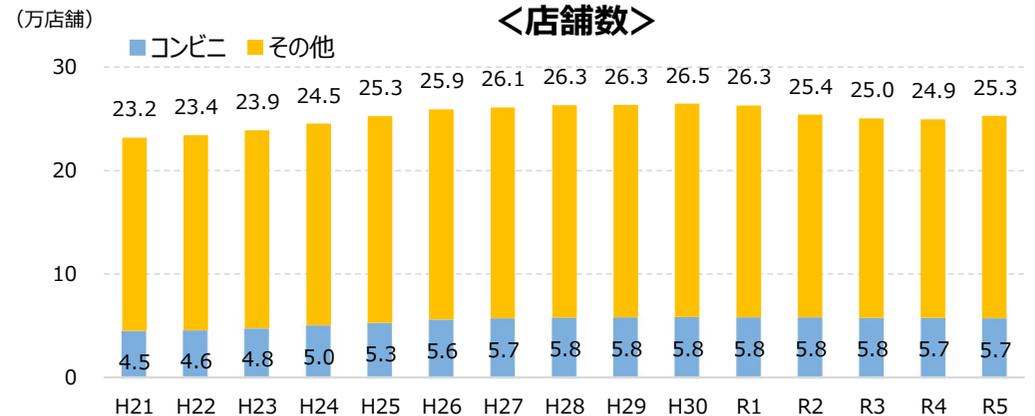
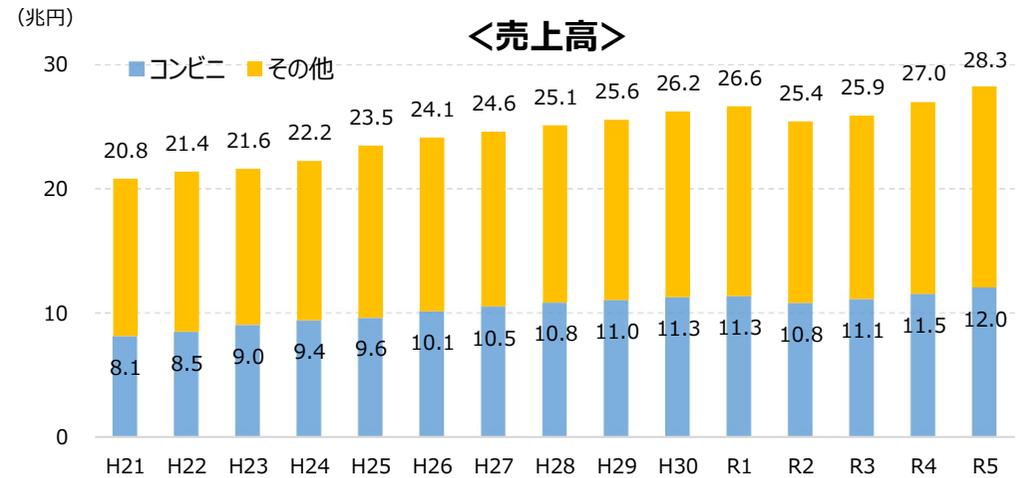
(注) B to CのEC化率については、物販系分野に限る。

◆小売販売額に占めるインターネット販売の割合（都道府県別・上位5都府県）

	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	福岡県
インターネット販売のシェア (令和2年)	41.2%	9.0%	5.0%	4.2%	4.0%
店頭販売のシェア (令和2年)	12.5%	6.7%	6.7%	5.2%	4.1%
【参考】人口シェア (令和2年)	11.1%	7.0%	7.3%	5.8%	4.1%

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「人口推計」を基に作成。

◆フランチャイズチェーン売上高・店舗数の推移

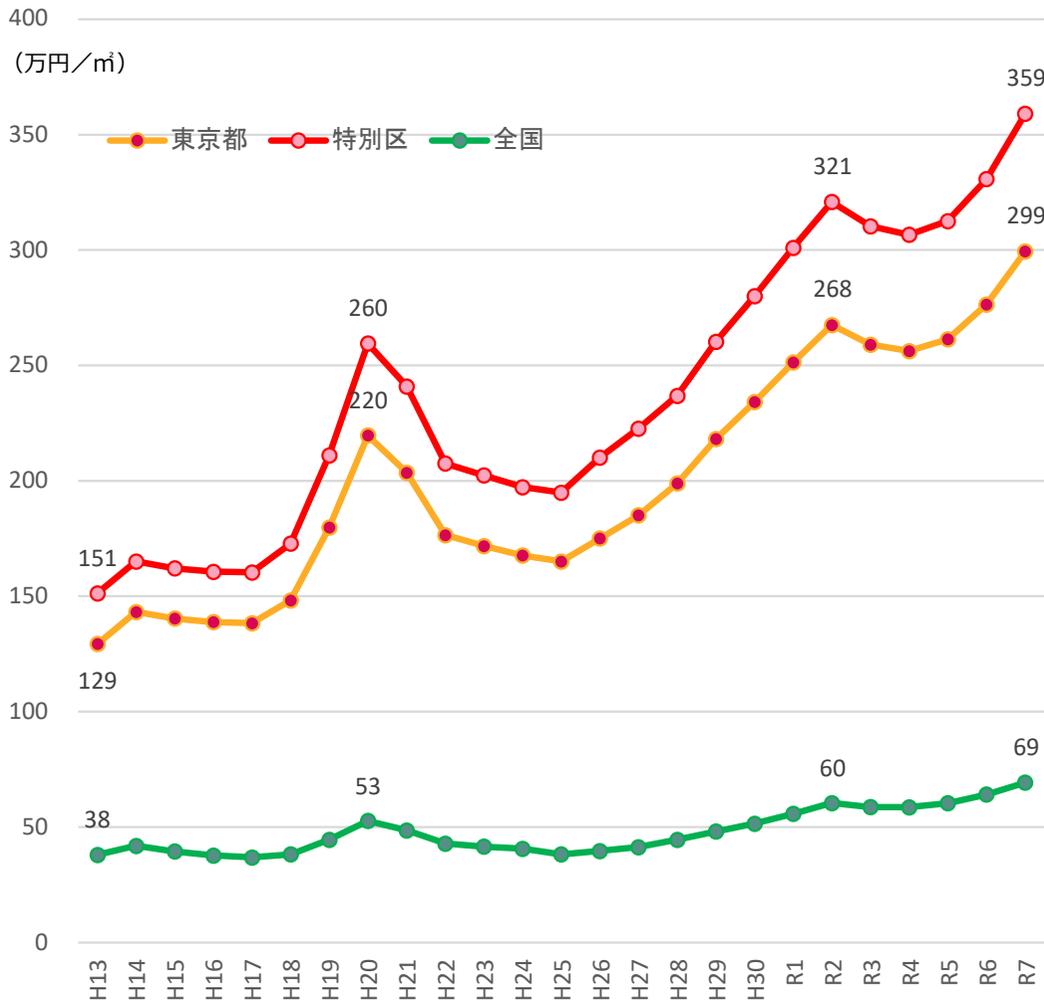


(出所) 日本フランチャイズチェーン協会「JFAフランチャイズチェーン統計調査」を基に作成。

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在③

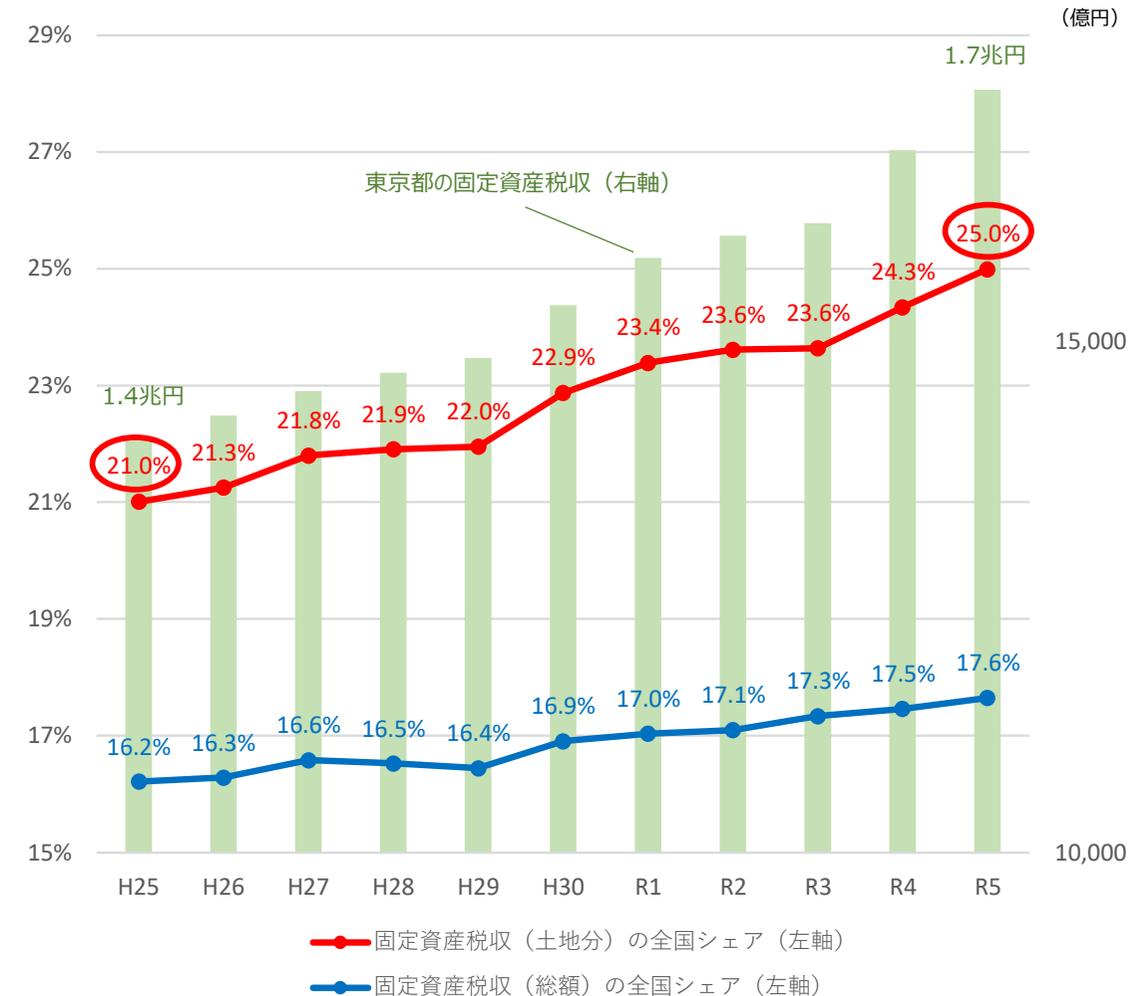
- **商業地の平均価格の推移**を見ると、全国平均に比べて、**東京都の価格の上昇が顕著**となっている。とりわけ**特別区の商業地**の価格の上昇幅は大きく、**直近20年間で価格が2倍以上**となり、**全国平均と比べると5倍以上の価格**となっている。
- **東京都の固定資産税収**を見ると、**土地の価格上昇を背景に、税収は増加傾向**。また、特に**土地分について、東京都が占める全国シェアは拡大傾向**にあり、**足元では全国の4分の1**を占めている。

◆商業地の平均価格の推移



(出所) 国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表(令和7年地価公示)」
 ※ 「平均価格」とは、地点ごとの1㎡当たりの価格の合計を総地点数で除して求めたものをいう。

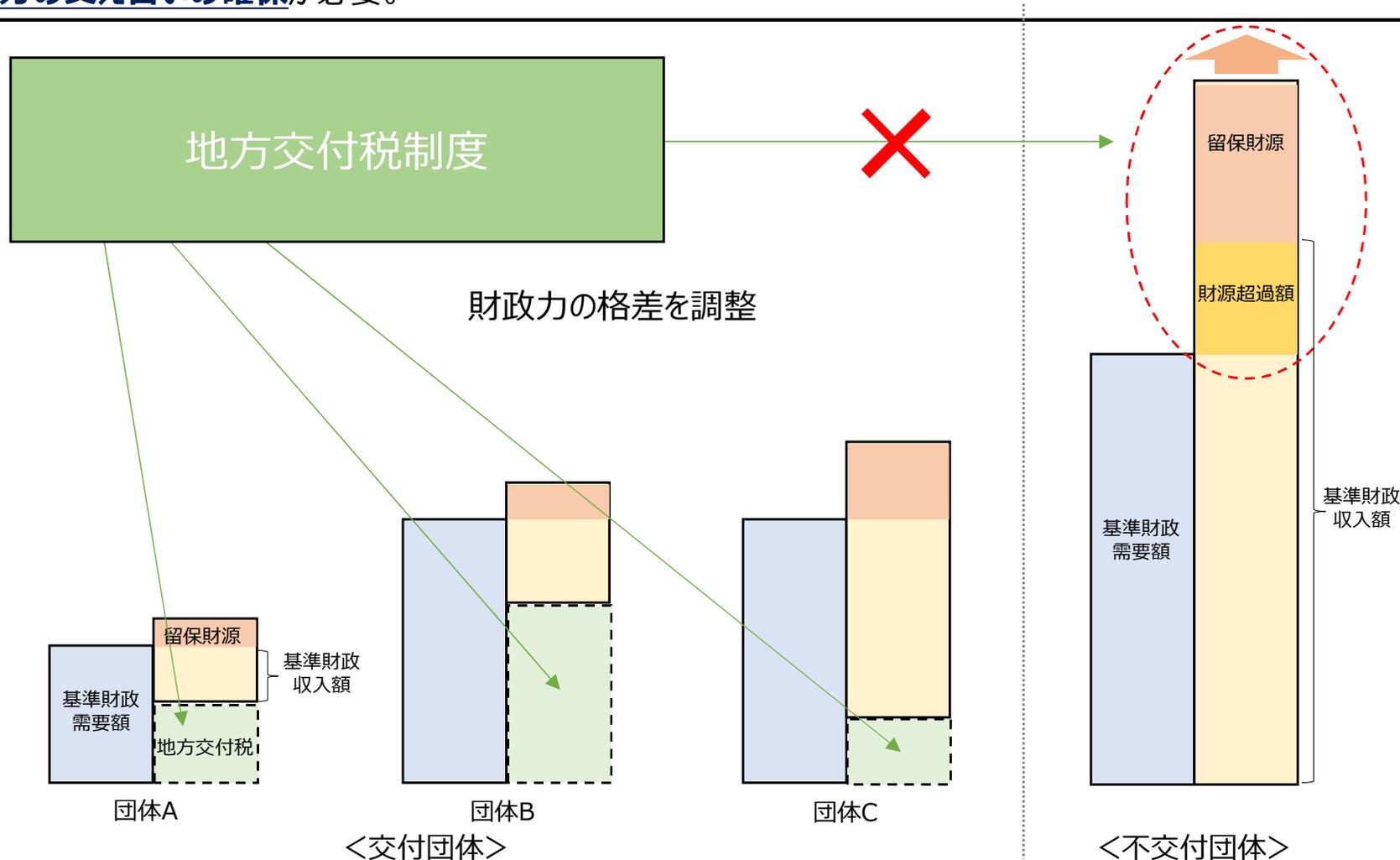
◆東京都の固定資産税収・全国シェアの推移



(出所) 総務省「市町村税徴収実績調」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)、「東京都税務統計年報」
 ※ 東京都の固定資産税収は、特別区及び都内市町村における決算額の合計額。

交付団体と不交付団体の財政力の調整

- **交付税制度**は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた**財源不足額**について、国から地方団体に財源を移転することで、**各地方団体間の財政力の格差を調整する仕組み**。他方、この仕組みのもとでは、**交付団体と不交付団体との財政力の格差に対しては調整が及ばない**。
- 特に、**税収が増加する局面**では、**地方税源に偏在性が内在していること**に加えて、**交付団体は税収増加分のうち留保財源見合い分（25%）のみが活用可能**であるが、**不交付団体は税収増加分の全額（100%）を活用可能**であるため、**構造的に交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大**することになる。
- このため、**交付団体と不交付団体の財政力格差の拡大**を踏まえれば、これを調整するための**地方税源の偏在是正**といった**都市と地方の支え合いの確保**が必要。

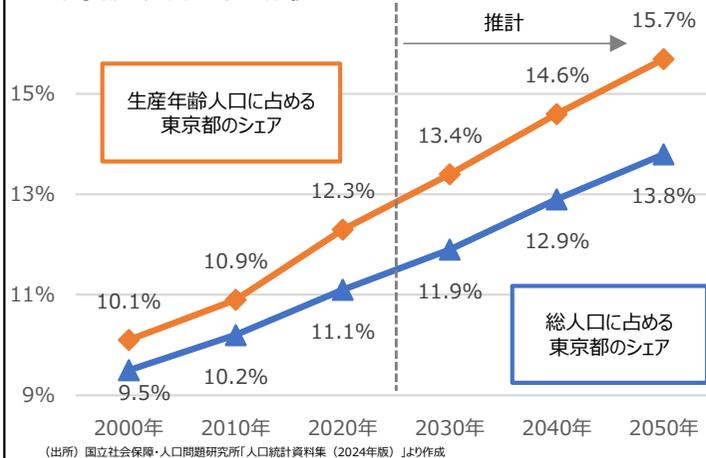


- ✓ 交付税制度では財政力の調整が及ばない
- ✓ 不交付団体の税収が大きく伸びる局面では財政力の格差が拡大
- ⇒ 地方税源の偏在是正・都市と地方の支え合いの確保が必要

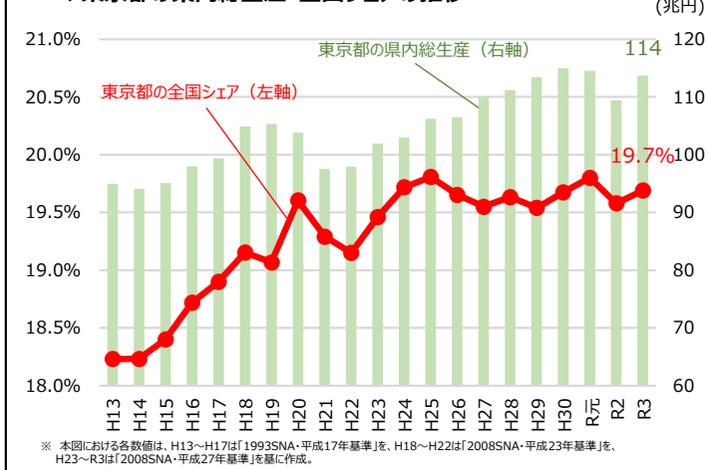
新しい時代における地方団体間の支え合いの必要性

- **東京都の状況**を見ると、**総人口が減少していく中で、転入超過が継続**しており、**今後も、東京都の人口シェアが増加する見込み**。また、**大法人の本店が増加**しており、中でも東京都以外に支店を持たず、**東京都のみに納税する法人が増加**している。
- **経済社会構造の変化**に伴い、**大都市に税収が集中する構造**となっている。特に、**税収が増加する局面**では、**都市部の税収シェアの増加**につながり、結果として、**地域間の財政力・行政サービスの格差拡大**を招いている。
- この状況を放置すれば、**更なる東京一極集中や地域の活力の低下を招くおそれがある**。大都市部には**経済活動の実態以上に税収が集中する傾向**があること、**東京一極集中・行政サービスの地域間格差の是正の必要性**などを踏まえ、**都市と地方の財政力を調整し地方団体間の相互の連携・連帯を図る**観点から、**地方税源の偏在是正**といった都市と地方の支え合いの確保が必要。

◆東京都の人口シェアの推移



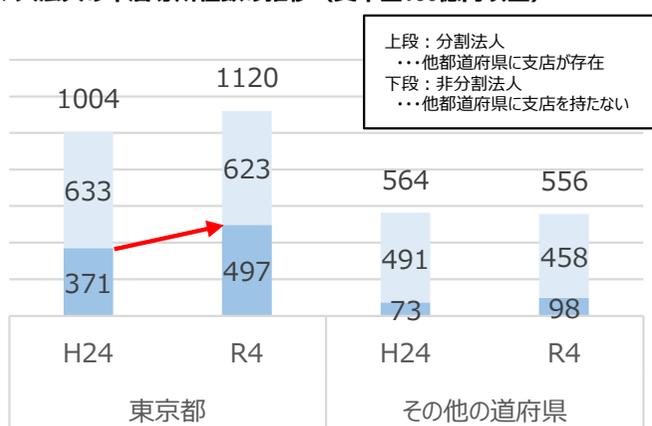
◆東京都の県内総生産・全国シェアの推移



令和7年6月「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 報告書」(抄)

地方交付税の機能上、不交付団体を含めた地方公共団体間の財源調整には限界がある中で、東京都への税収の集中等により、行政サービスの地域間格差が今後、更に拡大するとすれば、若年層をはじめとする東京都への人口の更なる集中を加速化し、地方部における人材確保を一層困難とするとともに、地域の活力の低下や一極集中の弊害がより深刻化するおそれがあるのではないか、との指摘もある。

◆大法人の本店等所在数の推移 (資本金100億円以上)



◆東京都の地方税収等・全国シェアの推移



令和7年8月「埼玉県・千葉県・神奈川県からの意見」(抄)

東京都一極集中が続く中、令和7年度も東京都は、「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「民間医療機関への独自の支援」、「夏季における水道基本料金の無償化」といった施策を打ち出しているため、こども施策をはじめとした様々な施策で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、これは財政状況の違いから生じているものと考えられる。(中略)

我が国が人口減少時代を迎えている中、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりを進める上でも、税源偏在への対応は、まさに待たなしの状況である。

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

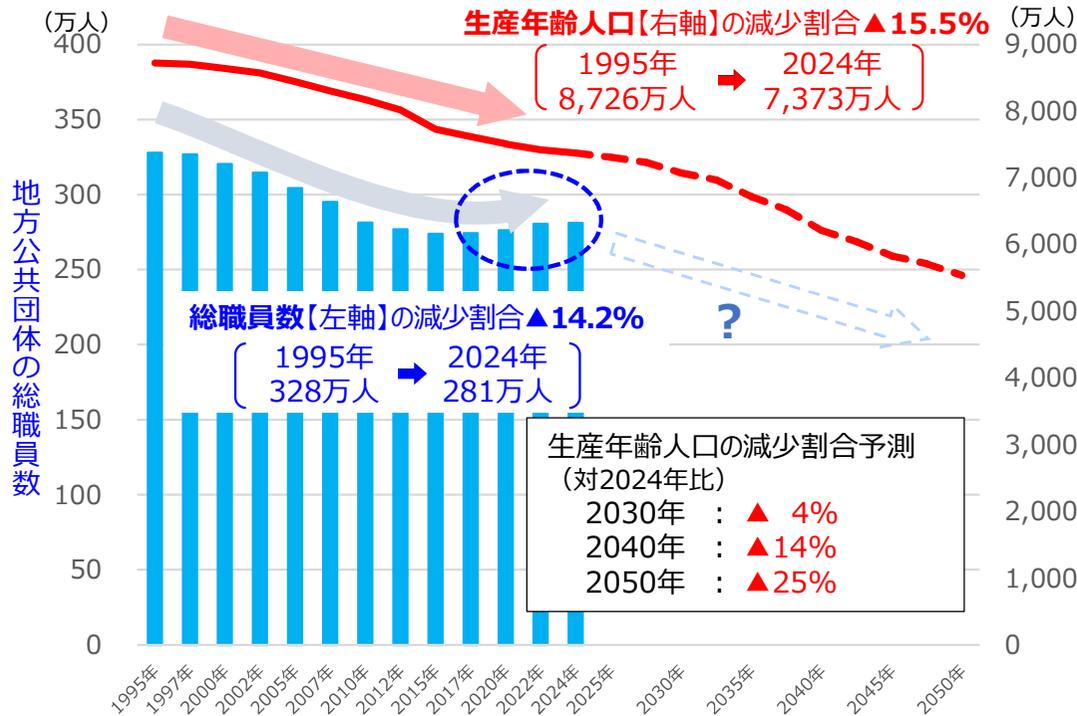
(1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正

(2) 地方行政の効率化・広域的なインフラマネジメントの推進

地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

- 1995年以降、約30年間で生産年齢人口が約16%減少し、地方団体の職員数も同程度で減少。2050年には生産年齢人口は約25%減少の見込み。他方で、足元では、専門的な技術を有する職員が減少傾向にある一方で、一般行政職員等は増加傾向。
- 今後、地域社会の担い手の減少が不可避である中で、地方行財政の持続可能性の確保が一層重要。多様なニーズに対応し、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。
- 同時に、担い手を広げ、民間企業を含めた多様な主体が連携・協働する取組を進めることで、活力ある地域社会の維持・地域課題の解決をはかっていくことが重要。

◆地方団体の総職員数と生産年齢人口の推移



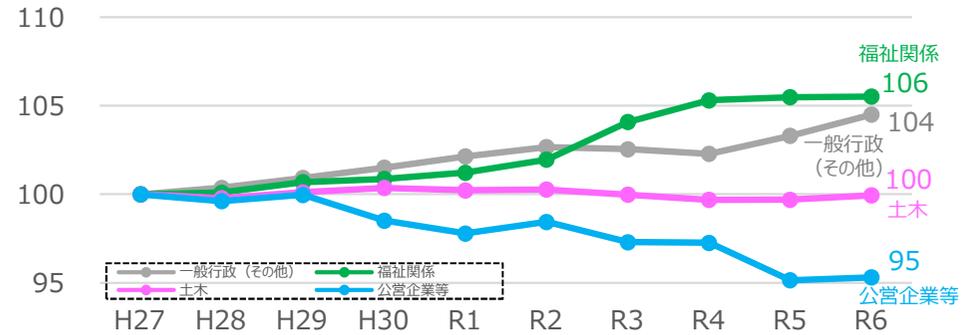
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)をもとに作成。
 (注) 2024年度までは実績ベース、2025年度以降は将来推計をベース。

◆出生数の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

◆主な部門別の地方公務員数の推移 (H27年の水準を100とした場合)



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」
 (注1) 一般行政(その他)は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
 (注2) R2~R4については、一部、新型コロナによる影響等があることに留意。

◆会計年度任用職員の任用件数の推移

	R2	...	R6
会計年度任用職員(任用件数)	622,306人	...	661,368人 (対R2: +39,062人)

(出所) 「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果」(総務省)
 (注1) 会計年度任用職員制度については、令和2年4月1日より導入。
 (注2) 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間あたりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上の職員が対象

◆地方財政計画における給与関係経費(退職手当以外)の推移

	R4	R5	R6	R7	R8 仮試算
給与関係経費(対前年度比)	18.5兆円 (▲0.8%)	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.9兆円 (+3.7%)	20.6兆円 (+4.0%)
【参考】人事院勧告	+0.23%	+0.96%	+2.76%	+3.62%	

(注1) 「給与関係経費」は、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
 (注2) 「人事院勧告」は、月例給の官民較差。なお、期末・勤勉手当の支給月数については、R3勧告が▲0.15月引き下げ、R4~R6勧告がそれぞれ+0.1月引き上げ、R7勧告が+0.05月引き上げ。

自治体DXの更なる推進

- **より少ない職員数で質の高い行政サービスを提供していくため、デジタル技術やAI・RPA等の活用や、オンライン申請等のフロントヤード改革、自治体の基幹業務システムの統一・標準化等のバックヤード改革に取り組むなど、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底していく必要。**（注）RPA（Robotic Process Automation）とは、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
- **AI・RPAの導入などに取り組んでいる地方公共団体の割合は、年々増加してきており、導入により高い業務時間削減効果が出ている事例もある。これらの好事例を横展開した上で、その業務効率化の全国的な効果を定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映させていくべき。**

◆自治体におけるAI・RPA・生成AIの導入状況

	AIの導入状況		RPAの導入状況		生成AIの導入状況	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
R2年度	40団体 (85%)	377団体 (22%)	35団体 (74%)	348団体 (20%)	-	-
R3年度	47団体 (100%)	625団体 (36%)	43団体 (91%)	514団体 (30%)	-	-
R4年度	47団体 (100%)	791団体 (45%)	44団体 (94%)	641団体 (37%)	-	-
R5年度	47団体 (100%)	879団体 (50%)	44団体 (94%)	720団体 (41%)	24団体 (51%)	140団体 (8%)
R6年度	47団体 (100%)	1,016団体 (58%)	45団体 (96%)	762団体 (44%)	41団体 (87%)	532団体 (31%)

（出所）総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

◆フロントヤード改革の取組状況

	書かない窓口	ワンストップ窓口	リモート窓口	移動窓口
R5.4時点	363団体	485団体	143団体	52団体
R6.4時点	525団体	498団体	150団体	82団体

（出所）総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果」

（注）

- ・書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの。
- ・ワンストップ窓口：1か所の窓口でワンストップで対応が完結するもの。
- ・リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等との間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口。
- ・移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に乗って移動し、移動先で行う窓口。

◆バックヤード改革：自治体の基幹業務システムの統一・標準化

◆地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(3) システムの所有から利用へ

- ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。
- その上で、こうした負担を含めた**業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを**、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等**本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。**

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

- 標準化対象事務に関する**情報システムの運用経費等については**、標準準拠システムへの移行完了後に、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減**を目指す。

◆RPAの導入による業務時間削減効果

【長野県塩尻市：保育園受付窓口業務】

- ・ 従来は紙で受け付けていた保育園の入園申込みを電子申請サービスによる受付に変更。
- ・ 申請内容のチェック完了後、申請データをダウンロードし、RPAにより保育システムへの入力、利用調整に必要な帳票を自動作成。（従来は手入力対応）

⇒ **年間業務時間：2,090時間削減（削減率67.6%）**

受付から決定通知発送までの期間：約3.5か月⇒約2.5か月へ短縮

業務効率化とあわせて住民サービスの拡充を実現

（出所）総務省「自治体におけるRPA導入ガイドブック」

人口減少を踏まえた財政需要の反映

- 地方団体ごとの**基準財政需要額の算定項目**には、**人口や人口に連動すると考えられるもの（世帯数や生徒数など）を測定単位としているものが多く存在**しており、これらの項目に係る財政需要については、**単位費用（測定単位1人当たり費用）の水準を維持したとしても、人口減少に伴い減少していくことが見込まれる。**
- 基準財政需要額は、マクロの地方財政計画を基礎として、ミクロ（地方団体毎）の配分を決定する際に算定されるものであるが、**マクロの地方財政計画の歳出の計上にあたって、このような人口減少を踏まえた財政需要への影響を適切に反映していく必要。**

◆基準財政需要額の算定項目と測定単位（令和7年度）

【道府県分】

1. 個別算定経費

項目	測定単位	
警察費	警察職員数	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	河川費	河川の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
係留施設の延長(漁港)		
外郭施設の延長(漁港)		
その他の土木費	人口	
教育費	小学校費	教職員数
	中学校費	教職員数
	高等学校費	教職員数
	特別支援学校費	生徒数
		教職員数
		学級数
その他の教育費	人口	
厚生労働費	生活保護費	町村部人口
	社会福祉費	人口
	衛生費	人口
	こども子育て費	18歳以下人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
	労働費	75歳以上人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
	水産行政費	公有林野の面積
	商工行政費	水産業者数
	徴税費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	恩給費	恩給受給権者数
	地域振興費	人口
地域の元気創造事業費	人口	
人口減少等特別対策事業費	人口	
地域社会再生事業費	人口	
地域デジタル社会推進費	人口	

2. 包括算定経費

測定単位
人口
面積

【市町村分】

1. 個別算定経費

項目	測定単位	
消防費	人口	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口	
公園費	人口	
下水道費	人口	
その他の土木費	人口	
教育費	小学校費	児童数
		学級数
		学校数
	中学校費	生徒数
		学級数
		学校数
高等学校費	教職員数	
その他の教育費	人口	
厚生費	生活保護費	市部人口
	社会福祉費	人口
	保健衛生費	人口
	こども子育て費	18歳以下人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
	清掃費	75歳以上人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
	商工行政費	人口
	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
総務費	徴税費	世帯数
	地域振興費	人口
		面積
	地域の元気創造事業費	人口
	人口減少等特別対策事業費	人口
地域社会再生事業費	人口	
地域デジタル社会推進費	人口	

2. 包括算定経費

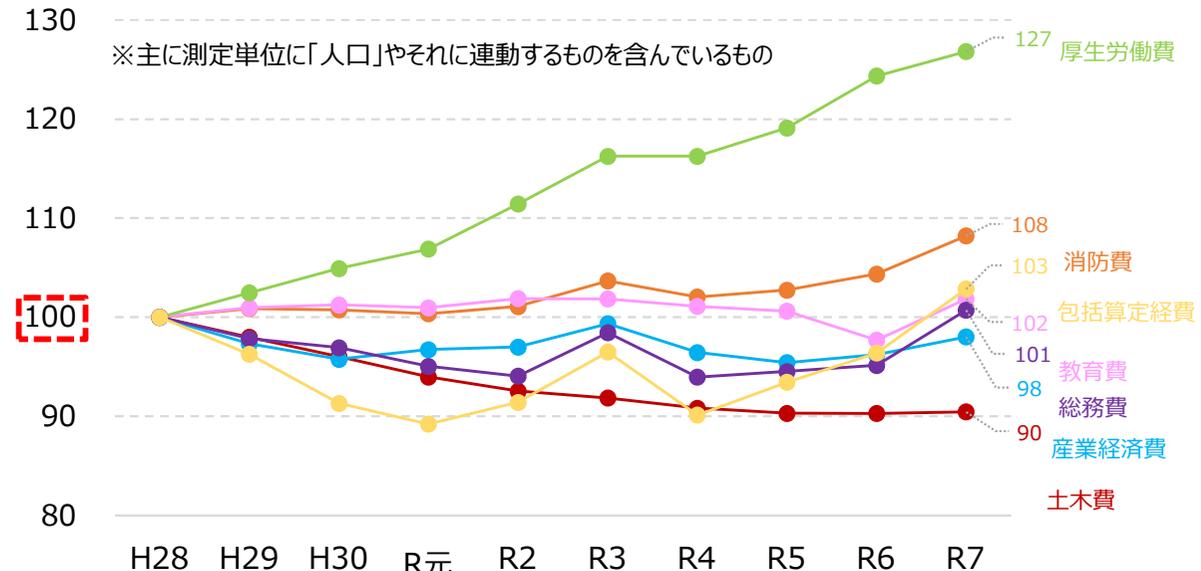
測定単位
人口
面積

◆算定項目別の基準財政需要額の推移（平成28年度の水準を100とした場合）

＜基準財政需要額の算定の仕組み＞

$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

(測定単位1人当たり費用) (人口、世帯数、生徒数など) (寒冷補正など)



(出所)「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成。いずれの年度も当初算定による金額。
(注)「厚生労働費」は、厚生労働費(道府県)と厚生費(市町村)の合計。

◆マクロでの見直しを要すると考えられる財政需要の例

- 感染症予防接種費（5種混合ワクチン等）：接種対象者の減少
- 妊婦健診費用助成事業費：受診者数の減少 など

(注) 例えば、地方一般財源化された妊婦健診については、これまでミクロの単位費用の見直しは行われている(足元の10年間(H25→R5)で+9.3%)が、事業の対象者である受診者数は減少していると考えられる(例：足元の10年間(H25→R5)の出生数は▲29.4%)。

「枠計上経費」の見える化と成果や必要性の精査

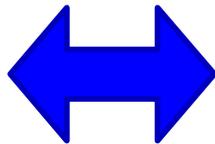
- 地方財政計画には、**内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在**。平成29年度決算から、**地方単独事業（ソフト）の決算額内訳**が示されており、「見える化」は一定程度進んでいるが、**公表された内容は毎年の地方財政計画との比較をする上では対応関係が明らかではなく十分なものと言えない**。
- 例えば、令和7年度までが期限となっている**「地域デジタル社会推進費」**は、**情報システムに要する経費など施策横断的な経費と関係しているが、こうした横断的な経費との関係を明らかにした上で、事業の成果を精査する必要**がある。
- **「枠計上経費」**は、こうした**「見える化」を進めつつ、成果や必要性を精査した上で、地方財政計画に適切に反映**させていくべき。

◆地方財政計画（令和7年度）

給与関係費	21.0兆円
一般行政経費（補助等）	26.6兆円
一般行政経費（単独）	15.9兆円
うちデジタル活用推進事業費	0.1兆円
地方創生推進費	1.0兆円
地域社会再生事業費	0.4兆円
地域デジタル社会推進費	0.2兆円
投資的経費（補助等）	5.7兆円
投資的経費（単独）	6.4兆円
公債費	10.7兆円
その他	7.6兆円

枠
計
上

計画と決算の
対応関係が
明らかでない



◆地方単独事業（ソフト）の決算額（令和5年度）

合計 29.2兆円

（主なもの）

（施策横断的な経費）

民生費	8.5兆円	
社会福祉費	4.2兆円	・国保事業 1.6兆円
老人福祉費	1.9兆円	・後期高齢者医療 0.8兆円 ・介護保険 0.4兆円
児童福祉費	2.3兆円	・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） 0.6兆円 ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.2兆円） 0.4兆円
商工費	7.2兆円	・制度融資 5.4兆円
教育費	3.9兆円	・学校給食費 0.7兆円 ・私立高校助成費 0.2兆円 ・学校施設管理（小中高） 0.4兆円
衛生費	3.3兆円	・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） 0.9兆円 ・公立病院等 0.3兆円
総務費	3.5兆円	・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.5兆円） 0.9兆円 ・庁舎管理 0.3兆円
その他	2.7兆円	

情報システムに
要する経費 等

（注）金額は都道府県・市町村の純計額
（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（令和5年度）」をもとに作成

◆「地域デジタル社会推進費」（令和3年度創設）により想定される取組例

- ・デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- ・条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
- ・地域におけるデジタル人材の育成・確保
- ・中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援 等

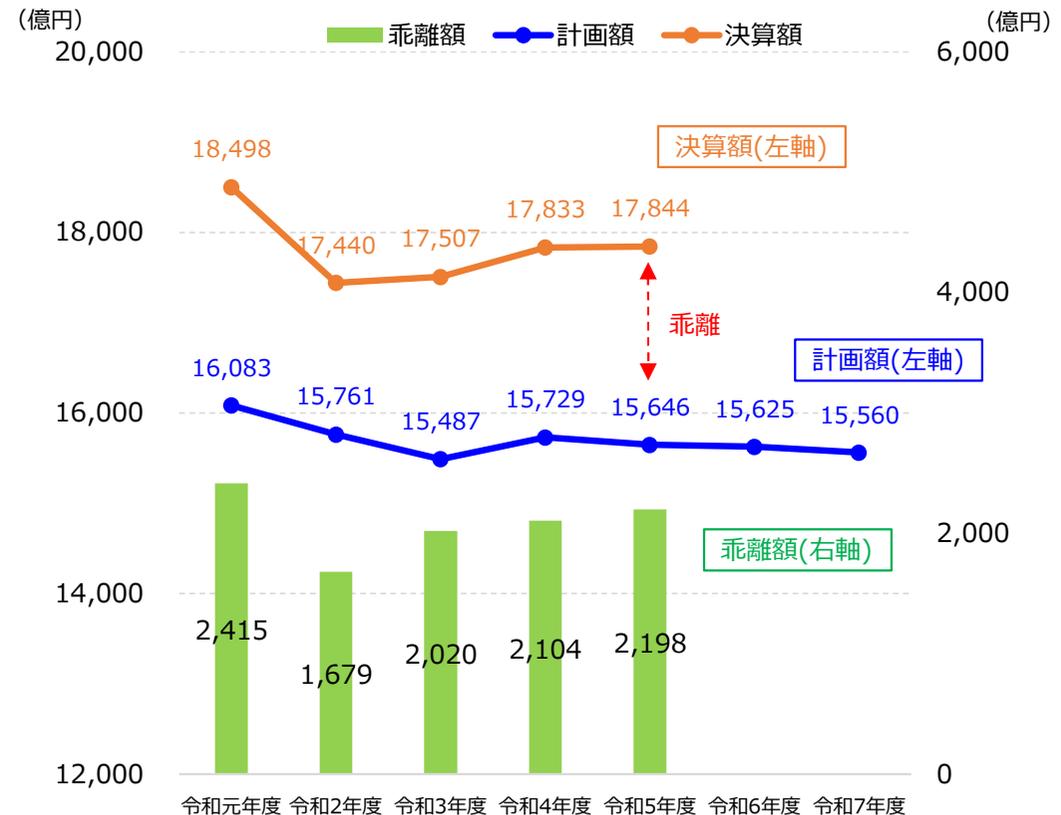
手数料・使用料の適正化

- **手数料・使用料の金額**については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、**全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料**については、**政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直し**が行われてきたところ。
- 足元における給与改善による人件費単価の変動や物価水準の変動の状況等を踏まえ、**手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に適切に反映**していく必要。
- また、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額**については、**例年、決算額との乖離が生じており、決算と比較して0.2兆円程度少ない水準**になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正**を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改定状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の主な内容
令和6年4月1日	・ 物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和4年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和元年10月1日	・ 消費税率引上げ(8%→10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
平成26年4月1日	・ 消費税率引上げ(5%→8%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定

◆手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移



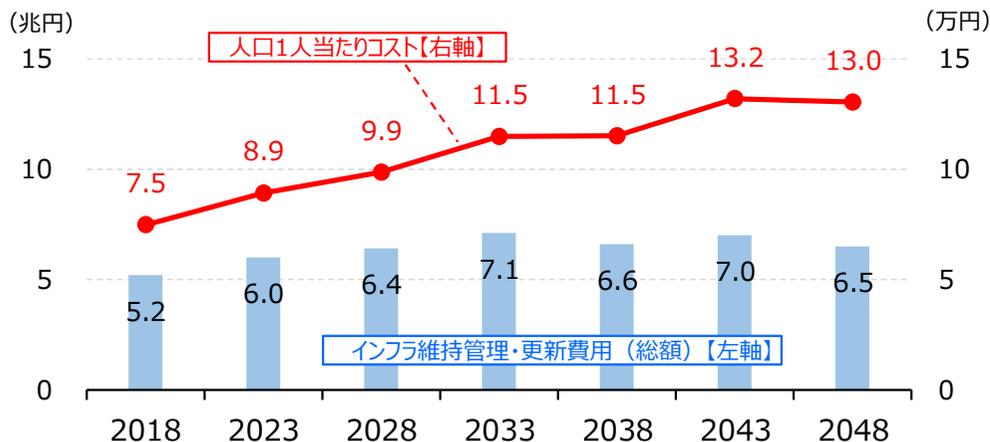
(出所) 総務省「地方財政統計年報」

(注) 決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を含まない。

広域的なインフラマネジメントの推進

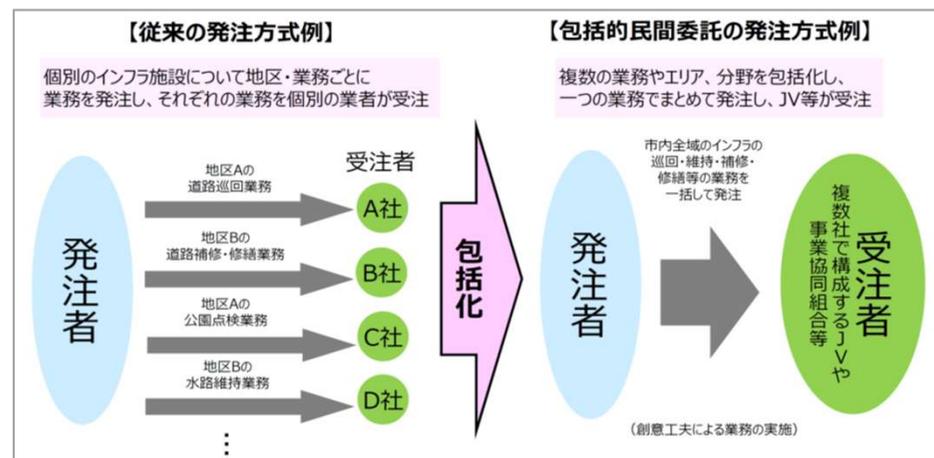
- 今後、**人口減少やインフラの老朽化**に伴い、**人口1人当たりのインフラコスト**が増加していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要**。
- 具体的には、**複数の地方公共団体・エリア**において、**包括的民間委託等による広域的・分野横断的な維持管理の導入等**により、**発注業務の効率化や維持管理に係るコストの効率化などを推進**していくことが重要。

◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



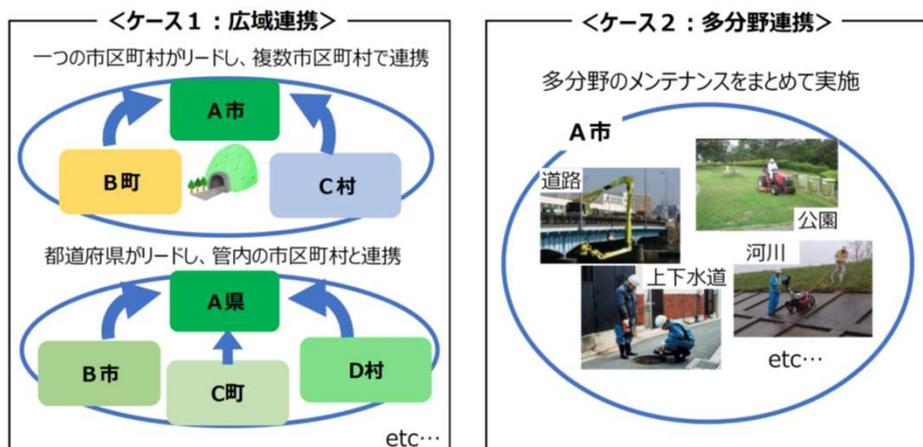
(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。
 (出所) 総務省統計局「人口推計（平成31年4月報）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、国土交通省資料を基に作成。

◆包括的民間委託の概要



(出所) 国土交通省資料

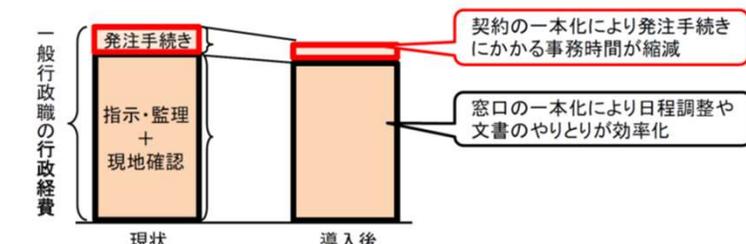
◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



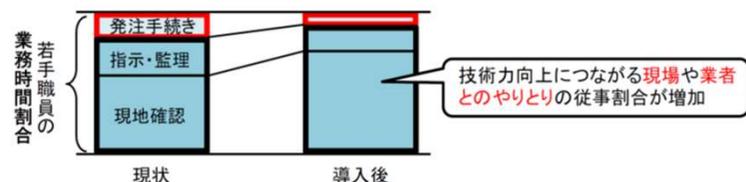
(出所) 国土交通省資料

＜包括的民間委託の導入により期待される効果＞

✓ 行政経費の変化



✓ 若手職員の業務時間割合の変化



(出所) 国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」(令和5年3月)

公共施設等の適正管理

○ 今後、**人口減少により公共施設等の利用需要も減少**していくことが見込まれる中、各地方団体においては、**長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要**があり、自団体のみならず、**隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等**に取り組んでいくことも重要。

○ また、各地方公共団体が策定する**公共施設等総合管理計画**においては、**公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額を設定**することとされている。当該計画において見込まれる効果額について、**計画策定後においても進捗管理を徹底**するとともに、その進捗や達成状況を踏まえてPDCAを回すことにより**不断の見直しを実施し、維持管理・更新等に要する費用の更なる抑制を進める必要**。

(注) 公共施設等総合管理計画には、各自治体における維持管理・更新、統廃合、長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な考え方や、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み、計画に基づく対策を反映した場合の効果額等を記載することとされている。

◆複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例 (秋田県・秋田市)

- 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、**それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減。(延床面積約▲4%減少)**



(出所) 第33次地方制度調査会第16回専門小委員会 (令和5年7月20日) 配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針 (令和5年10月10日改訂)

- 第一 総合管理計画に記載すべき事項
- 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

一～四 略

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、**自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。**

また、**都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。**

六 略

第三 その他

◆各都道府県の公共施設等総合管理計画において示された効果額の例

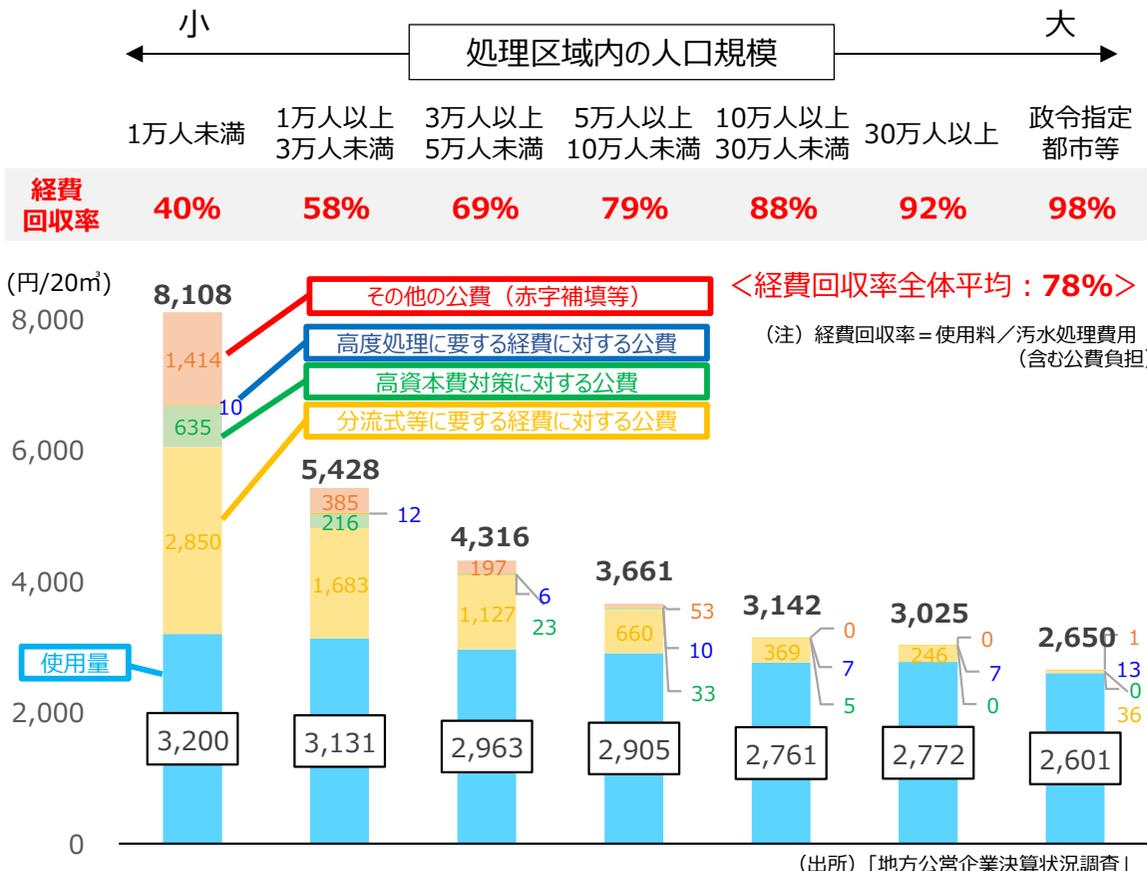
	耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込み	計画における対策を反映した見込み	対策等の効果額 (削減額) ※数値目標
岩手県	【公共施設】 ・約7,206億円(30年) 【インフラ】 ・約1兆7,241億円(30年)	【公共施設】 ・約6,050億円(30年) 【インフラ】 ・約8,646億円(30年)	【公共施設】 ・▲約1,156億円(30年) 【インフラ施設】 ・▲約8,595億円(30年) ※学校施設を除く延床面積をR22までにR2比で85%となるよう見直し
千葉県	【庁舎・学校等】 ・約758億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,795億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・約390億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,377億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・▲約368億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・▲約418億円/年(25年) ※30年間で延床面積を15%削減
岐阜県	【建物】 ・8,171億円(30年) 【インフラ】 ・19,253億円(30年)	【建物】 ・7,520億円(30年) 【インフラ】 ・10,723億円(30年)	【建物】 ・▲650億円(30年) 【インフラ】 ・▲8,530億円(30年) ※建物の使用年数の延長(建築後50年間→65年間)等により、令和20年度までに必要と考えられる建物に要する経費の総額を30%程度削減
鳥取県	【公共建築物】 ・約6,897億円(40年) 【土木インフラ】 ・5,910億円(40年)	【公共建築物】 ・約6,331億円(40年) 【土木インフラ】 ・約4,978億円(40年)	【公共建築物】 ・▲約566億円(40年) 【土木インフラ】 ・▲約932億円(40年) ※30年間でH27末施設数617を10%減 ※30年間で延床面積145万㎡を5%減

(出所) 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等ととりまとめ一覧表 (令和6年3月31日現在)」

下水道事業の広域化・共同化

- **公営企業繰出金**の中で**最もシェアが大きい下水道事業**（R7地財計画計上額1.2兆円）については、「**雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入**で賄う」との原則（**雨水公費・汚水私費**）が掲げられている。
- しかし、足元において、**汚水処理に要する費用**を使用料で賄っている割合（経費回収率）は、特に、**処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準**となっており、**大部分が各自治体の公費**により賄われている状況。
- 各自治体の公費負担を抑制していくため、「**汚水私費**」の原則を踏まえ、**使用料の適正化**を徹底していくとともに、**汚水1単位当たりの処理費用が処理区域内の人口が多いほど低下する傾向**があることを踏まえ、**広域化・共同化の取組**を着実に進め、**施設更新費や維持管理費の効率化**を図っていく必要がある。
- また、地方財政計画における**下水道事業の繰出金計上額**を見ると、**例年、決算との乖離**が生じていることから、この原因を分析した上で、**地方財政計画に適切に反映**していく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（R6決算）



◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

- 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取組を進進。

関係団体 秋田県、7市、5町、1組合

事業の定量的効果

- 県北地区：し尿処理施設等更新費+20年間処分費 ⇒ **約40億円縮減**
- 県南地区：現有施設更新費+20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**

【県北地区広域汚泥資源化事業】

【県南地区広域汚泥資源化事業】



（出所）国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」（令和6年4月）

◆下水道事業に係る繰入金の決算額と地方財政計画額の推移

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画額	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
決算額	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
乖離	▲0.14	▲0.17	▲0.20	▲0.16	▲0.14	▲0.06

（出所）「地方公営企業決算状況調査」、総務省「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（注）決算額については繰出基準内の繰入金